三春町 第１期 教育大綱

三　　春　　町

三春町教育委員会

目　　次

三春町　第1期　教育大綱

第１章　基本構想

１　大綱の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１

２　計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２

３　基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３

４　基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４

５　各分野の施策を効果的に推進するための「５つの視点」・・・・・・・・・・５

６　施策を展開する上でのSDGsの視点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６

７　体系図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７

第２章　教育振興のための施策(学校教育)

◇　学校教育

基本目標　「子どもの夢と教師の夢が共に育つ学校づくり」・・・・・・・・・・10

◎学校教育グループ

○基本施策　夢が育つ学校教育の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10

□施策１　夢をささえる確かな学力の育成・・・・・・・・・・・・・・・・・10

□施策２　夢を育む豊かな心の育成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13

□施策３　特別支援教育の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15

□施策４　教職員の資質の向上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17

□施策５　一人一人の個性を生かす環境づくり・・・・・・・・・・・・・・・19

□施策６　つながる教育の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・21

◎教育総務グループ

○基本施策　夢を支える環境づくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・23

□施策１　地域と歩む学校づくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・23

□施策２　夢をかなえるたくましい心身の育成・・・・・・・・・・・・・・・25

□施策３　教育施設の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・27

□施策４　児童生徒の安全・安心な環境づくり・・・・・・・・・・・・・・・29

第３章　教育振興のための施策(生涯学習)
◇　生涯学習
基本目標　「全員参加型の生涯学習ネットワークの構築」・・・・・・・・・・・・31
◎生涯学習グループ
○基本施策　学び続け活躍できる社会の実現をめざす「ひとづくり」「つながりづくり」「まちづくり」・・ 31
□施策１　学びへの参加のきっかけづくりの推進・・・・・・・・・・・・・・・31
□施策２　多様な団体との連携と協働の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・33
□施策３　学習成果を地域の活動に生かす実践機会の促進・・・・・・・・・・35
◎社会体育グループ
○基本施策　スポーツを通した「健幸」なひとづくり・・・・・・・・・・・・・37
□施策１　社会体育事業の振興,各種スポーツ大会・教室の充実・・・・・・ 37
□施策２　町民のスポーツ振興・拡充推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・39
□施策３　社会体育施設管理運営と利便性向上・・・・・・・・・・・・・・・41
◎歴史民俗資料館
○基本施策　文化遺産の伝承,歴史と文化のまちづくり・・・・・・・・・・・ 43
□施策１　文化財保護の推進・支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・43
□施策２　文化財の保存・公開施設の管理運営・・・・・・・・・・・・・・・45
□施策３　展示公開・各種講座・広報活動の充実・・・・・・・・・・・・・・47
◎町民図書館
○基本施策　本に親しみ,学びがあふれる「みんなの図書館」・・・・・・・・・ 49
□施策１　図書館活用推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・49
□施策２　利用者サイドに立った図書館運営・・・・・・・・・・・・・・・・51
□施策３　歴史・文化を継承した社会づくり・・・・・・・・・・・・・・・・53
□施策４　各地域へのサービス充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・55
□施策５　学校との連携・学習支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・57
◎児童生活センター
○基本施策　保護者・地域・学校が一体となって推進する子どもの健全育成・・59
□施策１　放課後子ども総合プラン推進事業・・・・・・・・・・・・・・・・59
□施策２　放課後児童健全育成事業(児童クラブ事業)・・・・・・・・・・・・61
□施策３　放課後子ども教室推進事業(まほらっこ教室)・・・・・・・・・・・63
第４章　その他
◇用語解説・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・65
◇コラム「三春町の教育について」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・67

第　1　章

基　本　構　想

「くろまる・しろすけ」を手にした笑顔の小学生（中妻小）

１　大綱の位置づけ

本大綱は，地方教育行政の組織及び運営に関する法律第１条の３に基づき，三春町の教育振興のための施策に関する基本的な計画として策定するものです。

町長が定める町政運営の長期的かつ総合的で基本的な方針であり，本町の最上位計画である「第７次三春町長期計画後期基本計画」を踏まえるとともに，「第２期子ども・子育て支援事業計画」との関連も重視しています。

また，国が策定している「第３期教育振興基本計画」や，県策定の「第６次福島県総合教育計画」などを参酌して，福祉部門など関連する部門との連携のもと，三春町教育行政が進むべき方向性とその実現のために必要な施策を明らかにするものです。

三春町の教育分野における最上位計画であり，総合的かつ体系的に構築する中長期的な計画です。

○　三春町第１期教育大綱の位置づけ（図）

○教育基本法
○地方教育行政の組織及び運営に関する法律
○第３期教育振興基本計画（国）
○福島県総合教育計画

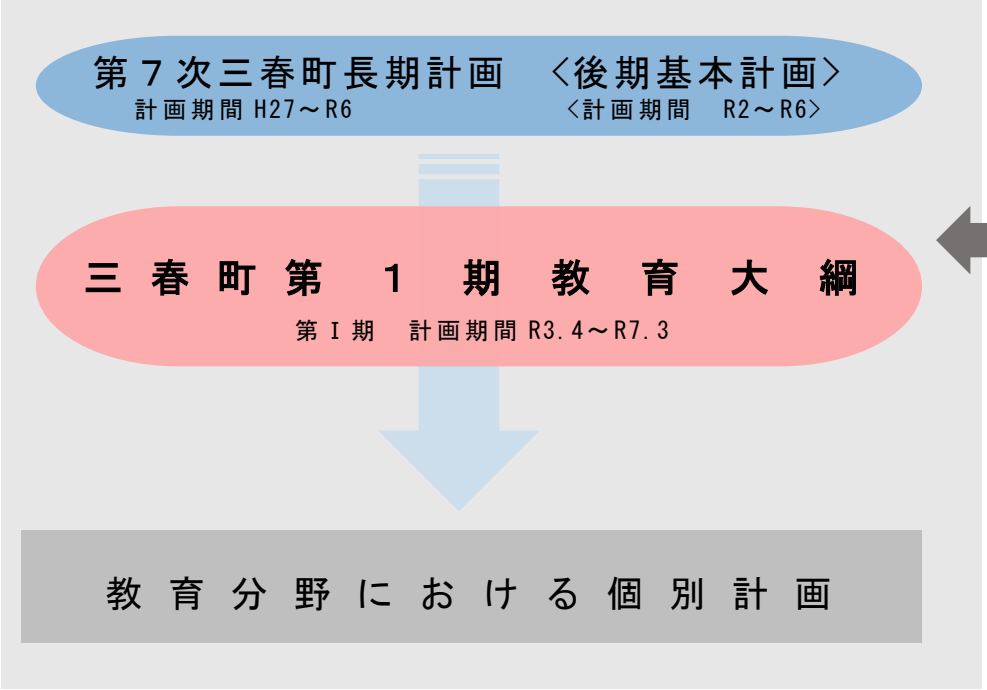

［総合教育会議］
首長と教育委員会で構成される会議で，首長が主催し，教育に関する重要課題について協議

２　計画期間

本計画の計画期間は令和３(2021)年度から令和６(2024)年度の４年間とします。

上位計画にあたる「第７次三春町長期計画後期基本計画」(R2～R6) を踏まえておりますが，教育への責務の普遍性や政治的中立性といった観点から取り入れるべき国の教育振興基本計画の計画期間との整合性を考慮します。

○　計画期間

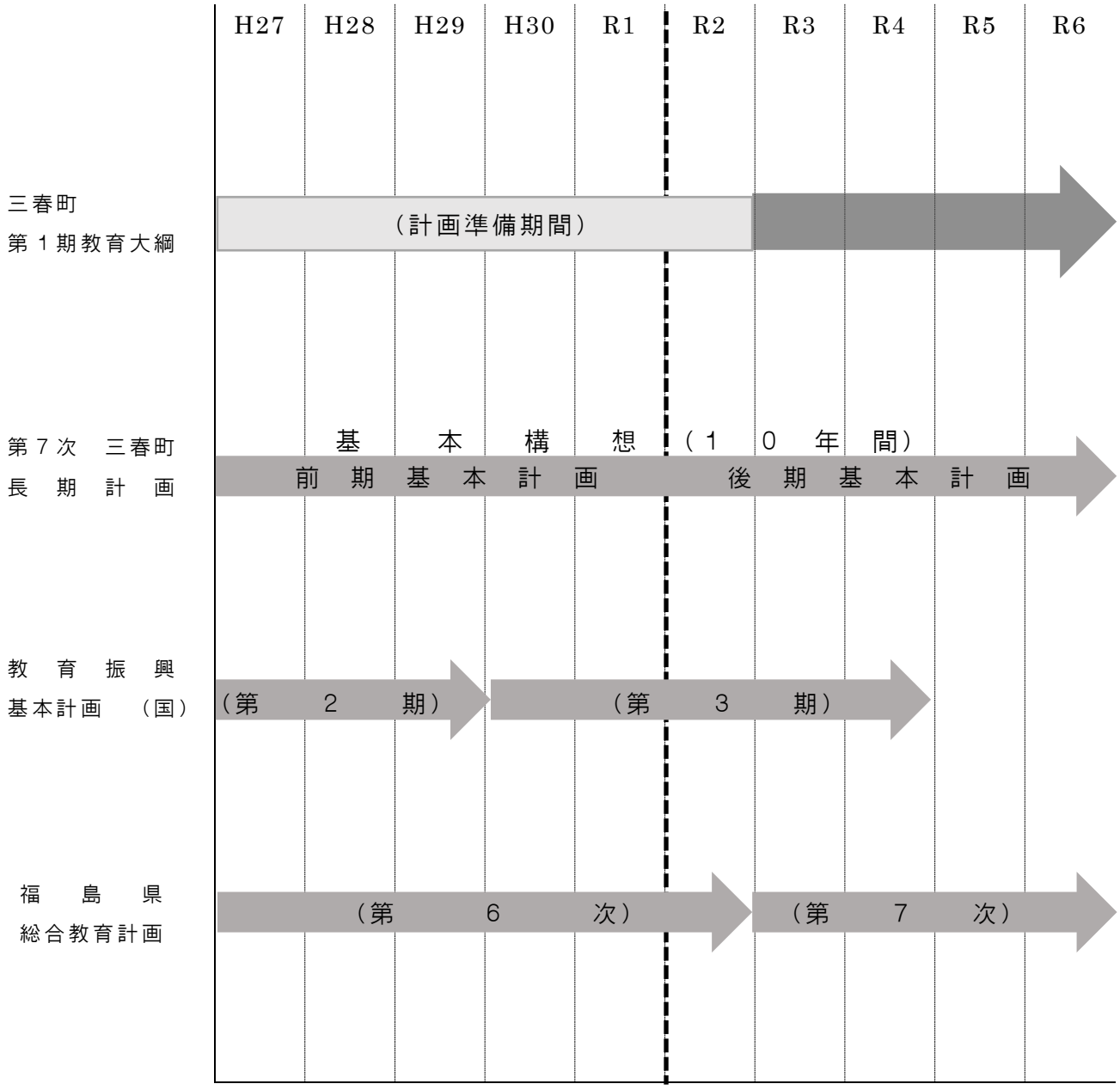

３　基本理念

（１)三春の教育の底流にあるもの

三春は教育に非常に熱心な土地柄です。三春小学校の正門が「明徳門」とよばれ、かつての藩校の門を移築したものであることは周知の事実です。しかし、藩校開設時の三春がどのような状況にあったかを知る人は意外に少ないのかもしれません。当時、三春は、度重なる災害に見舞われ、人口も減少するという厳しい状況でした。例えば、天明 3 年の大飢饉に際しては幕府からの拝領金によって辛うじて急場を凌いだのも束の間、天明 5 年には本城を含む城下のほとんどを焼失する未曽有の大火災に見舞われる等課題が山積する状況でした。このような中においても、教育こそが藩政立て直しに欠かせないものという強い意志のもと、藩校は存続し続け、社会にとって有益な人材を輩出し続けました。明治に至っては、藩閥政治に反対した三春の青年たちが自由民権運動を起こすという誇るべき歴史がありますが、これを主導した河野広中も、その一人でした。

今の三春の教育は、約 40 年前、画一的な教育による様々なひずみが表面化した時代に児童生徒一人一人に向き合うことの重要性を再認識したことから始まり、①子どもと教師が夢を語り合える創造的教育観②学校施設改革③地域住民の教育参加の 3 点を大きな柱として進められ、現在に至っています。

先に述べた、先人たちの想いを、震災やコロナ禍等に見舞われている今に重ねつつ、教育の大切さを改めて確認するとともに、これまでの三春の教育の基本的な考え方を引継ぎ、今後の三春の教育の指針となる理念をまとめました。

（２)基本理念

グルーバル化の進展，少子高齢化の進行など，三春町を取り巻く環境が大きく変化する中，「教育立町　三春の教育」としての成果と課題を踏まえ，第７次三春町長期計画後期基本計画を上位計画として行政の継続性を確保しつつ，家庭・学校・地域が連携し，豊かな情操や道徳心を養う人格形成や学力の習得など，未来を担う子どもたちの生きる力を育む教育の推進や，町民一人一人が生涯を通じて，いつでも，どこでも学ぶことができ，その成果を地域に生かすことができる生涯学習環境の構築を目指します。

これらの理念に基づいて各種施策を推進します。

〈将　来　像〉第７次三春町長期計画後期基本計画

「豊かな自然・歴史・文化に育まれ未来に輝く元気なまち　三春」
～いつまでも住みよい自慢し合えるまちづくり～

〈基本理念〉三春町第１期教育大綱

学び，つながり，未来を拓く，三春の教育の創造

「学び」

子どもも大人も，町民一人一人の学ぶことの喜びを大切にします。「学ぶ」ことは「生きる」こと。町民が生涯にわたって学び続け，よりよく生きるための意欲と知恵を豊かにするため，文化・芸術・スポーツなど，様々な活動を通して学び続ける環境づくりを進めます。

「つながり」

一人一人の成長が，家庭・地域・職場等社会全体で支えられ，一人一人のよさが様々な場で発揮され，自らの知識や経験，技術を生かしながら関わり合うことができるようなつながりを大切にします。地域の課題解決のために地域社会全体で支え合う関係づくりを進めます。

「未来を拓く」

「未来を拓く」とは，三春町の将来を担う人材を育成することが，豊かな未来を創り上げる基盤となることはもちろん，一人一人が自らの未来を創っていくことも意味します。人づくりはまちづくりの基本です。変化や新たな価値を創造しグローバル社会に対応する人材を育成します。

４　基本目標

基本理念「学び，つながり，未来を拓く，三春の教育の創造」の実現のため，学校教育，生涯学習の２つの分野ごとに基本目標を設定し，その目標達成に向け各種施策を展開し，「教育立町　三春の教育」を目指します。

学校教育	子どもの夢と教師の夢が共に育つ学校づくり

三春に暮らす児童・生徒一人一人に，自己の将来に対して喜びと生きがいのある人生を主体的に創造する力を育み，地域に信頼され，ひいては国際社会に貢献できる人材に育つよう支援します。

生涯学習	全員参加型の生涯学習ネットワークの構築

誰もが生涯を通して学び続け，活躍できる社会の実現を目指す取組として，町民自らが学ぶ「学ぶ機会」を提供し，その成果を生かすことができる「人づくり」，「つながりづくり」，「まちづくり」を支援します。

５　各分野の施策を効果的に推進するための「５つの視点」

「学校教育」,「生涯学習」の各分野において，時代の要請に対応し本計画の理念を反映した施策を展開していくための，『文部科学省第３期教育振興基本計画』に基づいた共通の視点です。

視点１	夢と志を持ち，可能性に挑戦するために必要な力の育成

複雑で予測困難な社会では，変化を前向きに受け止め，社会や人生，生活を豊かにするために，主体的な学びや多様な人々との協働を通じて，夢と志を持って可能性に挑戦するために必要な力を育んでいくことが大切です。そのために，これまでの教育の中で育まれてきた「生きる力」や，その中で重視されてきた知・徳・体の育成の現代的な意義を改めてとらえ直すことが重要です。

視点２	社会の持続的な発展を牽引するための多様な力の育成

グローバル化の一層の進展が予想される中，地域が抱える社会課題や地球規模の課題を自ら発見し，解決できる能力を有したグローバルに活躍する人材の育成が重要です。また，言語や言葉が異なる人々と主体的に協働していくことができるよう他者と交流し，共生していくために必要な力を育成していくことが大切です。

視点３	生涯学び，活躍できる環境の整備

人生１００年時代において，若者から高齢者まで，全ての人が生涯を通じて自らの人生を設計し，学び続け，学んだことを生かして活躍できるようにすることが求められています。生涯にわたり必要な知識や技能，技術を学び活用し，人生の可能性を広げて新たなステージで活躍するというサイクルを実現することが重要です。

視点４	誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットの構築

幼児期の教育から高等教育まで，意欲と能力のある人材が家庭の経済環境に関わらず質の高い教育を受けられるようにしなければなりません。また，一人一人の特性やニーズに応じて，その可能性を最大限に伸ばし，自立や社会参加に必要な力を培うことができるよう多様なニーズに対応した教育機会の提供を進めます。

視点５	教育施策推進のための基盤整備

これらの教育施策を推進するには，学校の教育環境の整備や ICT の利活用の促進，安全・安心で質の高い教育環境の整備を基盤とする必要があります。その上で，新しい時代の教育に向けた社会に開かれた教育課程の実現等によって，質の高い教育の提供に向けた持続可能な学校指導体制を整備していくことが重要です。

６　施策を展開する上でのSDGｓの視点

平成２７年（2015）年に，「国連の持続可能な開発サミット」で採択された国際社会の総合的な目標であり，１７のゴールから構成されています。

教育分野においては，特にゴール４において「質の高い教育をみんなに」を目標として，全ての人に公正な質の高い教育を確保し，生涯学習の機会創出を促進する施策を講じることを定めています。

また，ＳＤＧｓには，ゴール４のターゲット 4.7 において持続可能な社会の担い手を育む教育を意味するＥＳＤ(Education for Sustinable Development)が示されています。様々な課題を自らの問題としてとらえ，身近なところから取り組むことは，それらの解決につながる新たな価値観や行動を生み出すことです。そして，それによって持続可能な社会を創造していくことを目指す学習や活動を作り出していくことが必要です。ＥＳＤの推進がＳＤＧｓ達成のための重要な要素であるともいえます。

主体的・対話的で深い学びの実現のためＥＳＤの実践に取り組むことにより，学び，つながり，未来を拓く三春の教育の創造を目指していきます。

７　体　系　図

基本理念	基本目標	基本施策	施　策	施　策　の　展　開
学び、つながり、未来を拓く三春の教育	子どもの夢と教師の夢が共に育つ学校づくり（教育課）	**学校教育グループ**		
		夢が育つ学校教育の推進	１　夢をささえる確かな学力の育成	①　主体的・対話的で深い学びを実現する授業改革 ②　児童・生徒一人一人の学びが保障される環境づくり ③　ICTを利活用した学びの充実 ④　グローバル化する社会に適応するための英語教育の充実 ⑤　SDGs理解のための教育活動の推進
			２　夢を育む豊かな心の育成	①　道徳教育の充実 ②　三春の伝統・文化の学びを通した郷土愛の育成 ③　キャリア教育の充実
			３　特別支援教育の推進	①　インクルーシブ教育の推進 ②　特性に応じたきめ細かな支援体制の構築 ③　特別支援教育環境を充実する指導・研修体制の充実 ④　顔の見える地域支援ネットワーク
			４　教職員の資質の向上	①　教師の指導力・授業力の向上 ②　子どもの学びの事実から学ぶ授業研究の推進 ③　学習指導要領改訂をふまえた教育内容・方法の改善 ④　教職員の働き方改革
			５　一人一人の個性を生かす環境づくり	①　生徒指導体制の充実 ②　不登校児童生徒への支援強化 ③　スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用 ④　教育相談体制の充実 ⑤　いじめの未然防止・早期発見と早期対応
			６　つながる教育の推進	①　幼稚園・保育所と小学校の連携推進 ②　小中連携・中高連携の具体的な取組の推進 ③　関係機関と連携した特色ある学校づくり ④　幼稚園教諭・保育士スキルアップセミナー
		教育総務グループ		
		夢を支える環境づくり	１　地域と歩む学校づくり	①　コミュニティ・スクール推進事業の充実 ②　地域の教育力を生かした教育活動の推進 ③　地域住民による教育参加推進 ④　地区教育懇談会の開催
			２　夢をかなえるたくましい心身の育成	①　心身共に健康な体の育成と体力の向上 ②　健康教育の充実と健康に関する自己管理能力の育成 ③　学校給食の充実と「つながる食育」の推進
			３　教育施設の整備	①　子どもの夢を生かした校舎内外環境の工夫 ②　施設・設備の計画的な修繕・更新 ③　学校図書館の充実 ④　GIGAスクール構想によるICT環境整備と利活用
			４　児童・生徒の安全・安心な環境づくり	①　児童・生徒の防犯対策 ②　地域・関係機関との連携 ③　防災教育の推進 ④　学校における放射線教育の推進

基本理念	基本目標	基本施策	施策	施策の展開
学び、つながり、未来を拓く三春の教育	全員参加型の生涯学習ネットワークの構築（生涯学習課）	**生涯学習グループ**		
		学び続け活躍できる社会の実現をめざす「ひとづくり」「つながりづくり」「まちづくり」	1　学びへの参加のきっかけづくりの推進	①　町民のニーズを生かした講座の開催 ②　高齢者学級，既存教室の充実 ③　まほらミュージックプロジェクト開催 ④　生涯学習活動団体登録と活動への支援 ⑤　学習成果発表の場の提供（文化祭等） ⑥　ICT（情報通信技術）を活用した学習環境の整備 ⑦　三春町社会教育委員の会議の開催 ⑧　三春町生涯学習を進める町民会議の開催
			2　多様な団体との連携と協働の推進	①　三春交流館運営協会と連携した芸術鑑賞教室 ②　三春町国際交流協会と連携した国際交流事業 ③　三春ダム等と連携した自然環境学習 ④　高齢化，環境問題，家庭教育支援，人権問題，消費者問題等学習機会の提供 ⑤　三春町青少年問題協議会の開催
			3　学習成果を地域の活動に生かす実践機会の促進	①　生涯学習人材ガイドの利活用推進 ②　生涯学習支援者としての参加促進
		社会体育グループ		
		スポーツを通した「健幸」なひとづくり	1　社会体育事業の振興 各種スポーツ大会・教室の充実	①　三春町スポーツ推進委員による社会体育事業推進 ②　町民参加型のスポーツ大会・教室の開催 ③　体力・健康づくりにつながるスポーツ大会・教室の開催
			2　町民のスポーツ振興・拡充推進	①　市町村対抗スポーツ大会参加と競技力向上 ②　三春町体育協会の支援と事業活性化 ③　三春町スポーツ少年団の支援と青少年健全育成環境の充実
			3　社会体育施設管理運営と利便性向上	①　社会体育施設管理運営と利用環境の充実 ②　学校体育施設の開放事業 ③　社会体育施設の長寿命化のための改修工事
		歴史民俗資料館		
		文化遺産の伝承　歴史と文化のまちづくり	1　文化財保護の推進・支援	①　文化財調査の推進 ②　文化財保護の推進・支援 ③　三春町文化財保存活用地域計画の策定 ④　文化財保護審議会による提言の活用
			2　文化財の保存・公開施設の管理運営	①　保存・公開施設の適正な管理運営 ②　三春町歴史民俗資料館 ③　自由民権記念館 ④　三春郷土人形館 ⑤　三春町文化伝承館 ⑥　歴史民俗資料館運営協議会によるフィードバック ⑦　歴史民俗資料館友の会支援
			3　展示公開・各種講座・広報活動の充実	①　常設展・企画展の充実 ②　各種講座・出版物の充実 ③　ホームページ・広報誌等での広報活動 ④　学校・各種団体との連携

基本理念	基本目標	基本施策	施策	施策の展開
学び、つながり、未来を拓く三春の教育	全員参加型の生涯学習ネットワークの構築（生涯学習課）	**町民図書館** 本に親しみ、学びがあふれる「みんなの図書館」	1　図書館活用推進	①　利用者に親しまれる環境づくり ②　有用図書資料の収集・維持管理 ③　広報活動やレファレンスサービスの充実 ④　図書館協議会開催
			2　利用者サイドに立った図書館運営	①　予約・リクエスト・相互貸借の充実 ②　インターネット予約・蔵書検索サービス利用推進 ③　県立図書館情報ネットワーク活用 ④　国立国会図書館総合目録ネットワーク活用
			3　歴史・文化を継承した社会づくり	①　郷土資料・行政資料・参考図書の充実 ②　読書習慣・読書意欲向上のための各種行事の開催
			4　各地域へのサービス充実	①　学校・施設・ボランティアへの団体貸出し ②　地区交流館図書室の資料管理
			5　学校との連携・学習支援	①　職業体験・図書館見学受入れ推進 ②　教育機関等との連携による学習支援 ③　子ども読書活動推進計画（第３次）推進
		児童生活センター 保護者・地域・学校が一体となって推進する子どもの健全育成	1　放課後子ども総合プラン推進事業	①　三春町放課後子ども総合プラン推進事業運営委員会
			2　放課後児童健全育成事業 （児童クラブ事業）	①　わんぱくクラブ・岩江児童クラブ・御木沢児童クラブ運営 ②　各クラブ保護者会による活動支援 ③　異年齢集団活動，地域住民との連携等による交流事業 ④　土曜日を中心とした地域に拓く事業
			3　放課後子ども教室推進事業 （まほらっこ教室）	①　まほらっこ教室運営（三春・岩江・御木沢・中妻・中郷・沢石） ②　コーディネーター・ボランティアによる活動支援 ③　放課後・長期休業日の居場所づくり

第　２　章

教育振興のための施策（学校教育）

グループ学習で話し合う生徒（三春中）

◇学校教育

基本目標　「子どもの夢と教師の夢が共に育つ学校づくり」

◎学校教育グループ

●基本施策　夢が育つ学校教育の推進

児童生徒が，将来の夢に向かって主体的に生きていくことができるように，確かな学力，豊かな心，たくましい心身の「生きる力」をバランス良く育みます。また，発達段階に応じた学びの充実を図り，児童生徒一人一人の個性や特性に応じて，可能性を最大限に伸ばす学校教育を推進します。

■施策１　夢をささえる確かな学力の育成

令和２年度から施行された「小学校学習指導要領」，令和３年度から施行される「中学校学習指導要領」を着実に実施し，主体的・対話的で深い学びの視点から授業改革に取り組み，思考力，判断力，表現力等を育み，「生きる力」のさらなる育成を進めます。

また，少子高齢化，グローバル化の進展及びＡＩやビッグデータをはじめとする技術革新による Society5.0 と言われる未来社会の到来によって，生活が大きく変わっていく中，各教科において必要な資質・能力を身につけ，主体的に学び続ける児童生徒を育みます。

さらに，全国学力・学習状況調査，ふくしま学力調査及び町独自の学力調査の結果を踏まえ，指導方法の工夫改善や一人一人に応じたきめ細かな指導の充実を図り確かな学力を育成します。

◆施策の展開

①主体的・対話的で深い学びを実現する授業改革

一人一人の学びを保障する授業を実現するために，小グループやペア活動を取り入れた協同的な学びや他者とのコミュニケーションによる学びで，学力向上や人間関係づくりを目的とした授業改革に取り組み，児童生徒に生きる力を育むことを目指します。

また，学習指導要領の全面実施において，カリキュラム・マネジメントや社会に開かれた教育課程を重視することを通して，「知識及び技能」「思考力・判断力・表現力等」「学びに向かう力，人間性の涵養等」の資質・能力の育成を図ります。

②児童生徒一人一人の学びが保障される環境づくり

学力調査・学習状況調査の結果を分析し，児童生徒一人一人の認知，技能面の特性や学習中の様子や家庭学習の習慣等について総合的に把握します。

児童生徒の発達段階や特性に応じて，指導方法や指導体制に創意工夫を加え，少人数指導など一人一人に応じた学習を展開します。また，問題解決的な学びや体験的な学びを多く取り入れ，児童生徒が筋道を立てて論理的に考えたり，学習の成果を実感したりすることができるようにします。

児童生徒の学びが学校から家庭へ，家庭から学校へとつながり，望ましい学習習慣が身につくよう具体的なプランを検討して，学習環境づくりを進めます。

③ＩＣＴを利活用した学びの充実

タブレット端末等のＩＣＴ機器を積極的に活用した授業の実践により，児童生徒の情報処理能力を育成します。また，情報処理能力及び論理的思考力の育成を目的として，小学校においてプログラミング学習を推進します。

各学校では，学校ＩＣＴ整備事業「ＧＩＧＡスクール構想」のもと，電子黒板，デジタル教科書の整備を行い，ＩＣＴリテラシー育成のための環境整備を進めます。パソコンやタブレット端末等と周辺機器及びソフトウエアの整備を図りわかる授業の充実を図ります。

④グローバル化する社会に適応するための英語教育の充実

世界のグローバル化に対応し，児童生徒が身につけた技能を活用し，外国語のコミュニケーションによる見方・考え方を発揮して学びを深める学習を進めます。小学校３，４年における外国語活動，小学校５，６年における外国語科において身につけた素地や基礎をもとに，中学校において４技能５領域の育成に重点をおいた英語教育を推進します。

こうした英語学習の流れの中で，英語指導助手等を活用し，目的や場面・状況に応じて情報を整理しながら考えるなど，論理的な表現力の育成を推進します。また，三春町国際交流協会との連携のもと，異文化体験や交流を通じ，積極的な国際理解教育を進めます。

⑤ＳＤＧｓ理解のための教育活動の推進

ＳＤＧｓの理解は，今後の社会の発展には欠くことのできないものであるため，教育課程にＳＤＧｓの観点を取り入れながら，ＳＤＧｓを意識した学びを学校の教育活動全体を通じて推進していきます。

気候変動による異常気象，自然環境破壊や汚染，経済成長による格差の広がり，多発する紛争等の世界に山積する問題は児童生徒の学びに直結するものであり，人権教育，環境教育，道徳教育，国際理解，多文化の理解等をＳＤＧｓ１７の目標に関連付けて考えることで主体的・対話的で深い学びを促進していきます。

◆施策推進の指標と関連するＳＤＧｓ

主体的・対話的で深い学びの実現を目指した授業改革を通して，児童生徒一人一人の学びが保障され，児童生徒が基礎的・基本的な知識や技能を確実に習得し，思考力・判断力・表現力等を育みます。また，主体的に学習に取り組む態度を養い，協同的な学びを実現することができるように努めます。

さらに，各種学力・学習状況調査をふまえた指導方法の改善を行い，児童生徒一人一人に応じたきめ細かな指導の充実を図り，確かな学力を育成します。

成果指標		現在 令和元 (2019)年度	目標 令和６ (2024)年度	説明・ＳＤＧｓ
1	全国学力テスト正答率 全国平均を 100 とした 場合の平均値	小 95.5 中 100.7	小 105 中 105	小学校　国語・算数の平均 中学校　国語・数学・英語の平均
2	「主体的・対話的で深い学び」を実現するための町内小中学校における授業研究の実施回数	6 回 R2(2020)	16 回	外部講師招聘・全校各２回

実験を見つめる児童と見守る教師(三春小)

■施策２　夢を育む豊かな心の育成

児童生徒や学校，地域の実態に応じて，社会性や思いやりの心など豊かな人間性を育むため，学校内外を通じて様々な活動を推進します。

児童生徒一人一人が，社会の構成員として自覚と責任をもって主体的に行動し，また，社会的な規範意識を持ち，他人を思いやることができるよう豊かな心の育成に努めます。児童生徒が自他のよさに気づき，互いに思い合うとともに，児童生徒に自尊意識と効力感を育みます。

◆施策の展開

①道徳教育の充実

学校の教育活動全体を通じて，児童生徒相互，教師と児童生徒の人間関係を深めていきます。

「特別の教科　道徳」の時間においては，道徳教育の目標に基づき，よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため，道徳的価値についての理解をもとに自分自身を見つめ，物事を広い視野から多面的・多角的に考え，自己の生き方についての考えを深める活動を通して，道徳的判断力，心情，実践意欲と態度を育てます。教科書や各種資料などを効果的に活用し道徳的実践力の伸長を図ります。

家庭や地域社会との連携を深め，様々な人材との関わりによるボランティア活動や自然体験活動など豊かな体験活動を通して，内面に根ざした道徳性の育成が図られるようにします。

②三春の伝統・文化の学びを通した郷土愛の育成

郷土の自然，歴史，伝統，文化を尊重し，それらを育んできた郷土を愛する態度を養うことを目的として，地域と保護者との連携を図り，それらの教育力を十分に取り入れた総合的な学習の時間や道徳の時間，学校行事等を意図的に設定します。

三春町のよさ・地域のよさを実感できるようにし，地域の教育力を活用した特色のある活動と本物の自然や事象とふれあう体験活動を推進することにより，児童生徒の郷土愛を育み帰属意識や自尊感情の向上につなげます。

③キャリア教育の充実

地域の人材や事業所等の協力を得ながら，職場訪問や職場体験，上級学校訪問等の取組を積極的に推進することにより，児童生徒が主体的に自己の進路を選択できる能力を高め，将来において，社会の中で自己の役割を果たしながら自分らしい生き方を実現するための資質や能力を育みます。

◆施策推進の指標と関連するＳＤＧｓ

児童生徒が，自己肯定感，自己有用感を高め，他者と協働してよりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことができるように，道徳の時間とキャリア教育，体験学習等を有機的に関連させる道徳教育を推進します。

また，いじめや問題行動の早期発見，早期対応を徹底し，児童生徒の心の安定と他人を思いやる心の育成に努めます。

成果指標		現在 令和元 (2019)年度	目標 令和６ (2024)年度	説明・ＳＤＧｓ
1	全国学習状況調査において，「自分には良いところがある」と回答した児童生徒の割合	小 47.4% 中 22.9%	小 60% 中 50%	全国学力・学習状況調査 質問紙調査

感染症拡大防止対策を講じて実施した運動会（中郷小）

■施策３　特別支援教育の推進

様々な特性や障がいを持った児童生徒が，障がいによる生活上，学習上の困難を克服し自立できるように，家庭・学校・地域の連携により早期から一貫した支援体制を構築します。また，障がいにかかわらず児童生徒が共に学ぶインクルーシブ教育，多様な学びを保障する授業のユニバーサルデザイン化の推進に努めます。

◆施策の展開

①インクルーシブ教育の推進

すべての幼児・児童生徒の個性や特性を把握し，実態等に即した指導・支援を行い，その個性や特性を生かすことができるよう努めます。一人一人の多様性が尊重され，障がいを持った人がその能力等を最大限発揮し，社会で自立して生きることを目的とし，学校においても様々な特性を持った子どもが共に学び共に生きる仕組みの構築に向けた取組を一層推進します。

②特性に応じたきめ細かな支援体制の構築

関係機関との連携のもと，早期発見・早期対応の仕組みをさらに充実させ，当該幼児・児童生徒の教育的ニーズの実現，困り感の解消を図るとともに，多様な個性を生かす教育の実現を図ります。また，障がい児の乳幼児期から義務教育終了後を見すえた，町行政における教育・福祉の各関係機関間の一貫した連携の下，切れ目のない支援体制の充実に努めます。

③特別支援教育環境を充実する指導・研修体制の充実

町内すべての小中学校の特別支援学級担任，特別支援学級介助員の研修会並びに特別支援教育セミナーを開催し，支援を要する児童生徒の実情理解と対応について研修し，共有し合うことで，安定した指導・支援ができるようにします。また，県特別支援教育センター等の各関係機関との連携のもと，学習指導要領改訂に伴う特別支援教育の目指す方向や特別支援教育の現状についての理解を深め，情報交換を行うとともに実態把握の在り方や支援策等について検討する機会を作ります。

④顔の見える地域支援ネットワーク

三春町教育支援委員会との情報共有，子育て支援課との連携による五歳児発達相談・保護者との教育相談の充実，アプローチカリキュラム・スタートカリキュラムを活用した幼稚園・保育所・小学校連携の推進，さらに，たむら支援学校・療育機関との連携をふまえた小・中連携，中・高連携の推進を通して，児童生徒一人一人の顔の見える地域支援ネットワークを構築します。

◆施策推進の指標と関連するＳＤＧｓ

教育と保健福祉の連携のもと，児童生徒が，その能力や可能性を伸長し，自立して社会参加ができるように，個別の教育支援計画，個別の指導計画を作成し，一貫したきめ細かな指導を推進し，特別支援教育の充実を図ります。

成果指標		現在 令和元 (2019)年度	目標 令和６ (2024)年度	説明・ＳＤＧｓ
1	学校等訪問相談会回数	27回 R2(2020)	30回	特別支援教育担当指導主事が，希望する幼稚園，保育所，小学校，中学校を訪問し，特別な支援を要する幼児，児童，生徒についての相談を行う 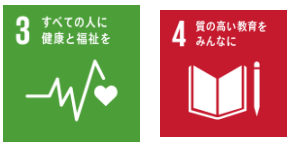
2	個別の指導計画に基づき，児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた指導を行っている教師の割合	97%	100%	学校評価(教職員)より
3	「特別支援学校のセンター的機能※」を活用した学校の割合	25% R2(2020)	50%	特別支援教育体制整備状況調査より(活用校数/全校数)

※特別支援学校が，幼稚園，小学校，中学校の要請に応じて，幼児，児童又は生徒の教育に関し必要な助言又は援助を行うこと

■施策４　教職員の資質の向上

児童生徒の「確かな学力」「豊かな心」「たくましい心身」の育成するため，教職員研修の充実による指導力及び資質の向上を図ります。また，様々な教育課題への対応が求められる中，教職員一人一人がライフステージを考慮し，自分にとって必要な研修が何なのかを考えながら研修に臨み，資質の向上に努めることができるようにします。

◆施策の展開

① 教師の指導力・授業力の向上

児童生徒一人一人の学びを創出するために，教師はカリキュラムをデザインする，授業をデザインする，学び合う場・環境・関係をつくる，学びを見取り，学びの事実から児童生徒を支援します。つまり，教師は「教える」ことから「子どもの学びを作る」ことへ授業観（知識観）を転換し，主体的で対話的な学びを推進していきます。

②子どもの学びの事実から学ぶ授業研究の推進

児童生徒の協同的な学びを促進するため，授業の一連の流れを丁寧に見取り，児童生徒の一人一人の学びを省察します。子どもの事実，学びの事実，授業から学んだことを語る授業研究会に転換し，児童生徒一人一人の学びを保障する授業づくりを推進します。

③学習指導要領改訂をふまえた教育内容・方法の改善

小学校では令和２(2020)年度から，中学校では令和３(2021)年度から新学習指導要領が全面実施されます。「知識及び技能」，「思考力，判断力，表現力」「学びに向かう力・人間性」等を身につけ，持続可能な社会の創り手として，自ら課題を見つけ，学び，考え，判断して行動する人材育成を目指すことを念頭に，『主体的・対話的で深い学び』の実現を目標として学習内容や方法の改善を推進します。

④教職員の働き方改革

子どもたちが安心して学べる環境づくりや保護者が信頼して子どもを預けられる環境づくりには、教職員自らが様々な経験をして自己研鑽する時間と教職員が子どもとじっくりと向き合う時間の確保が必要です。

教職員が自ら学び、児童生徒と向き合う時間を確保するため、校務支援システムの活用等働き方を改革し、長時間勤務を改善します。それにより、学校のチーム力や教員の指導力を最大化し、豊かな教育環境の形成をめざします。

◆施策推進の指標と関連するＳＤＧｓ

教職員のライフステージに応じて必要とされる基本研修，教科教育や特別支援教育，職務遂行上必要な資質能力を育成する研修等により，教職員に求められる力の養成を図ります。

また，児童生徒に向き合う時間やワークライフバランスの確保など，教職員の多忙化を解消し，教育環境の質的向上を推進します。

さらに，教職員一人一人が生き生きと職務遂行ができるように，メンタルヘルスに関わる研修を進め，職場での人間関係づくり，コミュニケーション能力の向上に努めます。

成果指標		現在 令和元 (2019)年度	目標 令和６ (2024)年度	説明・ＳＤＧｓ
1	授業研究を通じて授業方法の検討・改善を確実に行っている教師の割合	67.9%	80%	学校評価(教職員)より
2	教職員としての資質や指導力の向上に進んで努めている教師の割合	57.6%	80%	学校評価(教職員)より 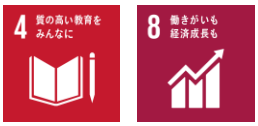
3	ICT を活用して授業ができる教職員の割合	76.4%	100%	「学校における教育の情報化の実態に関する調査」より
4	時間外勤務時間目標(※)達成率	89.6%	100%	※月４５時間（週１１時間）以内かつ年３６０　時間以内（業務繁忙期でも月 80 時間以内） 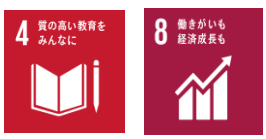

■施策５　一人一人の個性を生かす環境づくり

児童生徒が自身の夢や目標を持つことができる環境づくりを推進するために，適切な人材配置や様々な課題を抱えている児童生徒への学習機会の提供などの支援により，教育の機会均等を図るとともに，ジェンダー平等を実現し，どの子も自分の個性を伸ばし，それを生かす教育環境づくりを進めます。

◆施策の展開

①生徒指導体制の充実

生徒指導推進会議を活用して，児童生徒の情報交換，問題行動やいじめ等の早期発見・早期対応を図ります。町当局，警察や児童相談所等との積極的な連携を進め，いじめや不登校児童生徒の対応について，スクールカウンセラーやスクール・ソーシャルワーカーを活用した具体的な対策を推進します。

②不登校の児童生徒等への支援強化

不登校児童生徒に寄り添い，一人一人に応じた問題の改善や解決を図るために，スクールカウンセラーやスクール・ソーシャルワーカーを活用すると共に，不登校児童生徒の居場所づくりとして適応指導教室を開設し，教育の機会の確保と機会均等を図ります。

③スクールカウンセラー，スクール・ソーシャルワーカーの活用

特別な支援を要する児童生徒や様々な課題を抱える児童生徒への対応に，専門職としてのスクールカウンセラー，スクール・ソーシャルワーカーを活用し，教師や保護者と共に「チーム学校」を機能させます。課題解決のための組織的な対応ときめ細かな指導を推進します。

④教育相談体制の充実

いじめ，集団生活への不適応，学習の遅れ，人間関係，ＬＧＢＴ等，個人の特性やその他多様化している児童生徒の悩みや問題行動等の解決のため，教職員のカウンセリング能力の向上と生徒指導体制，教育相談体制の充実を図ります。また，児童相談所，警察，町当局等，関係機関と連携しながら組織的な支援体制づくりを推進します。

⑤いじめの未然防止・早期発見・早期対応

保護者，地域及び関係機関との連携を図りながら，いじめを許さない環境づくりと未然防止に努めます。

いじめ防止のための取組を総合的に推進するため，「三春町いじめ防止基本方針」に基づき，実効性と責任ある対応を確立します。各小中学校では，「特別の教科　道徳」の授業を中心に，自他の生命と人権を保障する観点からいじめについて考えるなど，いじめ防止に向けた多面的な取組を推進します。

◆施策推進の指標と関連するＳＤＧｓ

「チーム学校」の基本理念のもと，関係機関や専門職との連携と，教職員の資質向上を図ることを通して，一人一人の個性を生かす学校指導体制を推進します。また，一人一人の学びを保障するための「学びのセーフティネット」の充実を図る教育環境づくりに努めます。

成果指標		現在 令和元 (2019)年度	目標 令和６ (2024)年度	説明・ＳＤＧｓ
1	スクールカウンセラー 相談件数（月あたり平均）	48.8件 R2(2020)	60件	R２→5～12月の月あたり平均 （SC 3名計） ※年度末に年間平均を入力
2	スクール・ソーシャルワーカー 対応回数（年間）	487回 R2(2020)	550回	R２→4～12月の SSW のべ対応回数（該当児童生徒面談，保護者・担　任・関係機関等関係者面談や電話相談等）をもとに，年間対応回数を試算 ※年度末に，今年度結果を入力
3	いじめの認知件数のうち 解消できた件数の割合	98% (R2・1月現在)	100%	解消件数÷認知件数 ※年度末に，今年度結果を入力

■施策６　つながる教育の推進

幼児期は，人間形成の基礎が培われる重要な時期です。子どもたち一人一人が生き力の基礎を育むことができるよう，幼稚園，保育所，こども園と小学校教育との連携を図ります。

また，小中連携，中高連携と一人一人の発達段階に応じたつながる教育を推進します。

◆施策の展開

①幼稚園・保育所と小学校の連携推進

幼稚園・保育所・認定こども園等が，それぞれに有する特性を生かし，就学前の幼児教育，保育の場として一人一人の幼児の成長を支える環境づくりを進めます。

就学にあたっては，幼稚園・保育所・認定こども園等で「アプローチカリキュラム」を進め，小学校に入学に関する不安解消に努めます。また，各小学校においては，「スタートカリキュラム」を進め，学習や学校生活に関して一人一人に応じたきめ細かな支援を進め、小１プロブレムの解消をめざします。

②小中連携・中高連携の具体的な取組の推進

２つの中学校区を単位として，児童生徒の理解や学力向上を進めるために，小中学校が連携して具体的な指導方法について話し合い，各学校で実践する連携教育を進めます。児童生徒一人一人の個性や特性を理解し，９か年のスパンで成長が図られるよう連携を強化するとともに，中一ギャップの解消をめざします。

また，中高連携についても具体的な取組を進めます。中学校の全ての生徒を対象とした高校説明会を行い，早い時期から自分の進路選択を考えることにより将来に対する具体的なビジョンを持つことができるようにします。

特に，小中学校と県立田村高等学校との連携を強化し，文化，スポーツ等での連携を進めることで，知識・技能を効果的に身につけるとともに，積極的な交流を図ります。町内にある高校にあこがれをもち，幼少期から高校生まで三春町で健やかに成長する児童生徒を増やします。

③関係機関と連携した特色ある学校づくり

地域住民による教育参加を目指す三春町では，すべての小中学校に学校運営協議会を設置して学校の活性化と地域教育力の向上を目指します。すべての小中学校が地域の実態に応じた特色ある学校づくりを進めることができるように，学校のニーズを把握し，積極的な支援に努めます。

④幼稚園教諭・保育士スキルアップセミナー

社会が大きく変化し，教育，保育に関する保護者の願いも多様化する中，幼稚園教諭や保育士には，様々な学びが求められています。これまでの実践で培ってきた知識・技能をベースに，様々な講座や保育参観を通して，さらに幼児教育に関する知見をスキルアップできるよう研修の機会を充実させます。

◆施策推進の指標と関連するＳＤＧｓ

少子高齢化の進展，人口減少社会の到来など，社会情勢の変化に対応し，様々な課題に対応するために，小中学校，高等教育機関，地域の様々な関係機関と連携を積極的に推進し，つながる教育を具現していきます。

成果指標		現在 令和元 (2019)年度	目標 令和６ (2024)年度	説明・ＳＤＧｓ
1	県立田村高等学校入学者のうち，三春町内出身者の割合	24.9% R2(2020)	40%	県立田村高等学校入試実績
2	町立幼児教育施設の幼稚園教諭，保育士対象研修回数	０回	10 回	町立幼児教育施設３箇所×３回+合同セミナー1回

田村高校体育科スポーツ総合演習(三春小学校派遣)

◎教育総務グループ

●基本施策　夢を支える環境づくり

児童生徒一人一人の学びが保障され夢が育つ教育環境となるよう，様々な困難や課題を抱えている児童生徒への支援，保護者や地域との連携による特色ある学校づくり，学校施設・設備の整備や児童生徒の安全・安心の確保などにより，学びのセーフティネットの充実を図る教育環境づくりを推進します。

■施策１　地域と歩む学校づくり

児童生徒一人一人の成長が，家庭・地域等社会全体で支えられ，一人一人のよさが様々な場で発揮される地域作りのために，地域住民による教育参加と地域教育力の向上を図ります。地域と歩む学校づくりを推進し，児童生徒が学んだ成果を地域に生かすことができる環境づくりに努めます。

◆施策の展開

①コミュニティ・スクール推進事業の充実

すべての小中学校をコミュニティ・スクールとして指定し，三春町学校運営協議会規則に基づいた学校運営協議会を設置しています。それぞれの学校運営協議会を機能化し，地域との連携のさらなる充実を図るとともに，委員の研修を進めます。

②地域の教育力を生かした教育活動の推進

教育ボランティアの積極的な活用や学校運営協議会の充実を図ります。また，地域の協力・支援を受けて，キャリア教育に伴う職場訪問・職場体験等の教育活動の充実や児童生徒の安全・安心な生活の確保を図ります。

③地域住民による教育参加推進

地域社会に内在する教育機能を活用した学校づくりと住民参加による教育ボランティアの活用を積極的に図ります。学校の教育活動はもとより，週休日や長期休業日における様々な活動において児童生徒の学びの環境の充実を図り，地域の教育力の向上に努めると共に，地域コミュニティの活性化を促進します。

④地区教育懇談会の開催

地域の要望に基づき，各小中学校の現状，児童生徒数の変化，特別支援教育，複式学級の現状等について説明し，地域住民の考えを広く聴く機会を設けます。

地区の教育に関する意見・要望を把握し，町当局と連携しながら三春の教育を推進します。

◆施策推進の指標と関連するＳＤＧｓ

質の高い教育を実現するために学校運営協議会制度の充実に努めます。また，学校の教育活動や休日・長期休業日における様々な活動において，地域住民の参画を得ながら，児童生徒の学びの環境の充実を図り，地域の教育力向上に努めます。

成果指標		現在 令和元 (2019)年度	目標 令和６ (2024)年度	説明・ＳＤＧｓ
1	小中学校への学習支援ボランティアのべ人数	のべ 906 人 （1 校あたり 10～214 人）	のべ 1200 人 （1 校あたり 100 人以上）	体験活動・ボランティア活動等実施状況調査より

学校田の田植え（御木沢小）

タブレットを活用した授業（岩江小）

■施策２　夢をかなえるたくましい心身の育成

学校，家庭，地域，各種関係団体等との連携のもと，児童生徒の発達段階に応じた健やかな心身を育み，生涯を通じて健康で安全な生活を送るための基礎となる体力づくりを推進します。

学校教育活動全体を通した児童生徒一人一人のたくましい心身づくりを目標として，日常の生活習慣づくりや健康づくり等，生きる力の育成を目指します。

◆施策の展開

①心身共に健康な体の育成と体力の向上

体力の向上と心身の健康を図ることを目的として，学校全体を通して児童生徒一人一人に応じた機能的な指導を推進し，体育の日常化を図り，生涯体育の基礎を培います。

また，全国体力・運動能力，運動習慣等調査等の実態に基づく，児童生徒の具体的な体力向上計画を策定し，一人一人の体力向上の取り組みを進め，心身共に健康な体づくりに努めます。

様々な体育活動に対する地域の指導者や団体の協力や支援体制を構築し，専門的な知見を持った外部指導者による部活動の指導，個性の伸長等を目的としたスポーツ少年団の活動等，学校や地域社会を中心とした体育活動の振興を図ります。地域の連合運動会，さくら湖マラソン大会，スキー教室，ふくしま駅伝等，スポーツを通した交流を活性化し，児童生徒の健全育成を推進します。

②健康教育の充実と健康に関する自己管理能力の育成

自分手帳等を活用し，自身の情報を定期的に記録することで，自分の体の成長への関心を高め，健康に関する自己管理能力の育成につなげます。

また，健康な生活のためのより良い生活リズムの形成，様々な感染症防止対策やう歯(むし歯)予防のための取組などについて，その意義や必要性を実感できるよう努めます。

さらに，様々なメディアとのより良い関わりについて，児童生徒一人一人が発達段階に応じて考えることができるように努めます。

③学校給食の充実と「つながる食育」の推進

安全な地元産食材による給食の提供，食育の推進などに配慮し，各給食施設の充実・改善を進めます。各給食施設のあり方について検討を加え，全ての児童生徒が充実した給食の提供を受けられるように支援します。児童生徒の食物アレルギー調査を各学校において定期的に行い，保護者との情報確認のもとに，個別の対応が確実に行われるよう努めます。

また，町内栄養教諭，栄養士を中心に，家庭・地域の生産者や関係機関・団体等と連携し，学校における実践的な食育や保護者との協同による「つながる食育推進事業」を推進し，その取組を町内すべての小中学校で共有できるように努めます。学校における食育推進を図るため，食生活と個々の健康課題に応じた食育の実践を推進します。

◆施策推進の指標と関連するＳＤＧｓ

実態を踏まえた健康づくりや体力向上策の推進，心身の健康に関する自己管理能力の育成，学校教育の充実と食育の推進等を通して，ストレスにも負けない強く健やかな心身を育みます。

成果指標		現在 令和元 (2019)年度	目標 令和６ (2024)年度	説明・ＳＤＧｓ
1	運動の得意な児童生徒の割合	小(男)23.3% 小(女)35.8% 中(男)33.3% 中(女)78.2%	小(男)40% 小(女)40% 中(男)40% 中(女)50%～	全国体力・運動能力，運動習慣等調査より
2	う歯(むし歯)保有率	小 46.8% 中 36.3% R2(2020)	小 35% 中 30%	
3	肥満傾向及び痩身傾向割合	肥満(小・中) 11.6% 痩身(小・中) 1.2% R2(2020)	肥満(小・中) 7.0%以下 痩身(小・中) 1.0%以下	

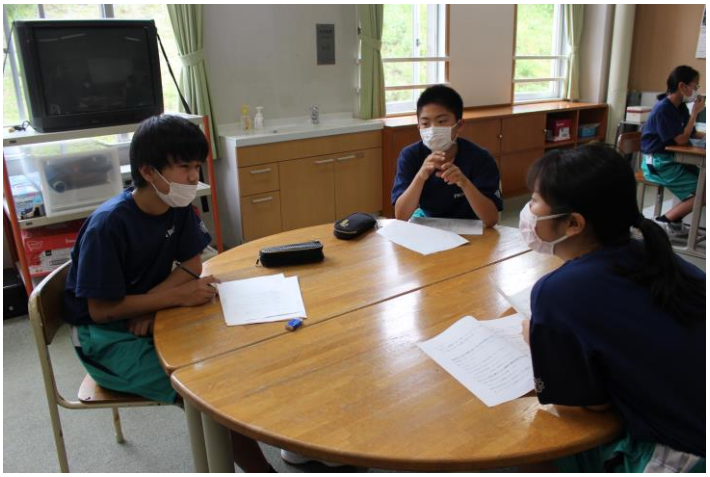

学びを深める生徒の話し合い(岩江中)

■施策３　教育施設の整備

学校の施設は，多くの児童生徒が一日の大半を過ごす学習・生活の場であることから，安心・安全な学校生活を送ることができるよう，校舎及び屋内運動場の長寿命化対策を推進します。ＳＤＧｓの目標を踏まえ，持続可能な地域施設としての整備管理を進めます。

◆施策の展開

①子どもの夢を生かした校舎内外環境の工夫

教師と児童生徒のふれあいが図られ，児童生徒の感性が豊かに育てられ，相互の交流がより促進できるようオープンスペースや教科教室型学校施設の効果的な活用を進めます。

また，児童生徒の学習効果を高め，主体的に知識や技能を身につけることができるようにするために，学習指導要領に沿った授業展開をするために必要な教材や備品等を整備します。

②施設・設備の計画的な修繕・更新

児童生徒が安全・安心で快適な学校生活を送ることができるよう，校舎や屋内運動場などの施設の長寿命化のための改築等，全小中学校の整備を計画的に進めます。

学校との適切な連携のもとに，校舎の保守点検とよりよい教育環境の整備に向けた取組を進めます。さらに，学校の主体的な維持管理への支援も進めていきます。

③学校図書館の充実

児童生徒の読書活動の推進，読書の習慣化のための学校図書館の活用に努めます。また，学習・情報センターとしての学校図書館の環境整備を積極的に行い，機能向上を図ります。

学校司書の配置を進め，町民図書館との連携を図りながら学校図書館の充実を推進します。

④ＧＩＧＡスクール構想によるＩＣＴの環境整備と利活用

学校ＩＣＴ環境整備事業「ＧＩＧＡスクール構想」のもと，電子黒板整備，デジタル教科書導入，端末の整備を進め，ＩＣＴリテラシー育成のための環境作りを進めます。パソコン，タブレット端末，電子黒板などの機器を一体的に活用できるよう整備充実を推進します。

また，ICT リテラシー及び論理的思考力の育成を目的として，小学校では各教科の特質に応じて，児童がプログラミングを体験しながらコンピュータを活用する学習活動を推進します。各学校や地域の実態に応じた ICT リテラシーと論理的思考力を身につけるための学習活動を進めます。

◆施策推進の指標と関連するＳＤＧｓ

照明施設のＬＥＤ化，トイレの洋式化など社会環境に対応するための改修を計画を実施すると共に，気候変動による異常気象に対応できる学校の在り方を検討します。

成果指標		現在 令和元 (2019)年度	目標 令和６ (2024)年度	説明・ＳＤＧｓ
1	１ヶ月あたりの読書冊数	児童 7.6 冊 生徒 1.9 冊	児童 10 冊 生徒　4 冊	読書調査より
2	校舎トイレの洋式化率	85.9%	100%	
3	校舎等照明施設の ＬＥＤ化率	12.5%	100%	

ロボットを使ったプログラミング学習(沢石小)

■施策４　児童生徒の安全・安心な環境づくり

学校，ＰＴＡをはじめとした家庭，地域，関係機関の連携のもと，児童生徒を交通事故や犯罪から守り，児童生徒の安全・安心の確保を図ります。

全国的に児童生徒が巻き込まれる事故・事件が続発していることから，児童生徒を取り巻く危険な状況を多面的・多角的にとらえ，児童生徒の発達段階等に応じた安全教育を推進します。

◆施策の展開

① 児童生徒の防犯対策

年度始めに，各学校が家庭と連携を図りながら「安全マップ」を作成し，通学路にある危険箇所の情報を共有し，児童生徒の生活環境，通学環境等実態に応じた一人一人の安全教育を推進します。また，不審者による声かけ事案等の対応に努め，児童生徒の安全・安心の実現を図ります。

②地域・関係機関との連携

学校運営協議会やまちづくり協会との連携により，地域における児童生徒の安全な環境づくりを推進します。また，地域の危険箇所マップ，ハザードマップ等の活用を図り，気候変動による異常気象や自然環境の変化に敏感に反応し，自分の身を自分で守る自己管理能力の育成につなげていきます。

③防災教育の推進

様々な自然災害の発生の状況を踏まえ，学校における防災教育を充実させます。各種避難訓練を計画的に実施するとともに，学級活動の時間を最大限に活用して地球温暖化の現象とされる異常気象や高温多湿の環境への対応等，児童生徒の発達段階や地域特性に伴う多面的な防災教育を推進し，自他の生命を守るための学習を充実させます。

④学校における放射線教育の推進

校庭等の空間放射線量測定，学校給食使用食材と給食まるごと放射性物質測定，地下水・プール水放射性物質測定を実施し，児童生徒の安全確保に努めます。

児童生徒の発達段階に応じて放射線教育を位置づけ，児童生徒の放射線に対する理解を深めるとともに，福島県環境創造センターを活用した放射線学習に取り組みます。

◆施策推進の指標と関連するＳＤＧｓ

児童生徒の発達段階に応じた学校安全の取組を，家庭，地域，関係機関との連携のもとに推進します。また，児童生徒が危険を予知し，回避して，安全な学校生活ができるようにするために，様々な事象について多角的，多面的に学ぶ機会を設定していきます。

気象変動により自然災害が毎年のように発生し児童生徒の生活に迫ってきていることを実感して，一人一人が課題意識を持って学習を進めることができるように働きかけていきます。

成果指標		現在 令和元 (2019)年度	目標 令和６ (2024)年度	説明・ＳＤＧｓ
1	学校運営協議会 実施回数	26 回	28 回	小中学校８校のうち， 岩江小中は合同開催
2	防災教室等の実施率 （SDGs の学習会も含む）	100%	100%	学校行事や学級活動等に 明確に位置づける

学校運営協議会

第　３　章

教育振興のための施策（生涯学習）

カルテット・ドンカ（弦楽四重奏）による高齢者学級での演奏会

◇生涯学習

基本目標　「全員参加型の生涯学習ネットワークの構築」

◎生涯学習グループ

●基本施策　学び続け活躍できる社会の実現をめざす「ひとづくり」「つながりづくり」「まちづくり」

今，世界全体が，持続不可能な社会から持続可能な社会へ向かう大きな転換期にあり，２０３０年を目標年次としたＳＤＧｓ（持続可能な開発目標）の達成に取り組んでいます。その達成に必要な「ひとづくり」を担うＥＳＤ（持続可能な開発のための教育）により，誰もが「社会に参画する力」「共に生きる力」「つなぐ力」を育み，持続可能なまちづくりのために「全員参加型の生涯学習社会」を目指していくことが重要といえます。未来の三春町の「全員参加型の生涯学習社会」の実現へ向け，町民一人一人への「学びへの支援」，「学びの機会の提供」のための学習支援を推進していきます。

さらには，多様化，複雑化した地域課題や生活課題などに対応するための学習機会を提供することにより，町民自らが担い手として活躍できるよう，一体となってまちづくりを推進していきます。

■施策１　学びへの参加のきっかけづくりの推進

現在，三春交流館「まほら」や各地区交流館を利用した生涯学習活動は年々少なくなっています。高齢化により活動を継続できなくなる影響はもちろんのこと，学習の機会そのものが少ない，あるいはあってもその情報を入手しづらい環境が原因とも考えられます。そのため，上記施設をはじめ三春町国際交流館ライスレイクの家やさくら湖自然観察ステーションなどを学習活動の拠点とし，講座を開催することで積極的に学習の機会を創出します。また，そのような情報を集約し発信していくことで，「いつでも，どこでも，だれでも」学べる生涯学習社会の実現を目指し，自己実現へ向けた「学び」へのきっかけづくりを推進します。

◆施策の展開

①町民のニーズを生かした講座の開催

地域住民の実情等を広く捉え，時代のニーズに沿ったテーマで講座を開催することにより，多くの町民が学びや地域活動へ主体的に参加できるようなきっかけづくりを支援します。

②高齢者学級，既存教室の充実

高齢者学級や既存の教室を活用し，学習のみにとどまらず，町が実施している住民主体の地域づくりと連携（まちづくりや保健福祉分野等）することで，全員参加型の生涯学習社会を目指します。

③まほらミュージックプロジェクトの開催

三春交流館「まほら」を会場として，町民や小・中・高校生が若手演奏家や町外の芸術サークル等と交流する機会を提供します。幼年期から芸術にふれあうことにより，生涯にわたり芸術に対する理解や感性の向上，豊かな心の育成を図ります。

④生涯学習活動団体登録と活動への支援

町民が主体的に学習する団体を生涯学習活動団体として登録し，活動の場を提供するだけではなく，活動を広報等で周知するとともに，学習の成果を活力ある地域づくりにつなげられるような体制を整えていきます。

⑤学習成果発表の場の提供（文化祭等）

各地区の学習や活動に対し，三春交流館「まほら」及び地区交流館を会場とした発表の場を提供します。

⑥ＩＣＴ（情報通信技術）を活用した学習環境の整備

三春交流館「まほら」のインターネット環境や施設予約システムの導入等により，施設利用者の利便性を高め，ウェブ上のセミナーやオンライン学習など多面的な学習環境を充実させます。

⑦三春町社会教育委員の会議の開催

三春町の青少年教育及び成人教育について，社会教育関係団体等に対し，指導と助言を行います。

⑧三春町生涯学習を進める町民会議の開催

生涯学習に関わる町民の意見を行政に反映させ，町民への生涯学習の普及・推進を図ります。

◆施策推進の指標と関連するＳＤＧｓ

一般教養学習に資する講座を開催し，町民の学習の機会を積極的に設けます。

成果指標		現在 令和元 (2019)年度	目標 令和６ (2024)年度	説明・ＳＤＧｓ
1	一般教養講座	4回	8回	

■施策２　多様な団体との連携と協働の推進

昨今の情報化社会，グローバル化社会の進展により生活環境が日々変化し社会問題も多様化する中で，自ら学び課題を捉え解決を目指す生涯学習の存在意義は今までにも増して高まっています。社会情勢を的確に捉え，解決に向けた取り組みをするためには多様な団体と連携・協働し，共通認識を持つことが必要です。様々な学びを通じて人と人，人と地域との「つながり」を構築するために，まちづくり協会や民間団体など各種団体と協力し，地域生活において社会全体で取り組むべき課題に焦点を当てた学習が進められるよう多様な主体と連携・協働を促進していきます。

◆施策の展開

①三春交流館運営協会と連携した芸術鑑賞教室

三春交流館運営協会との連携により多彩なプログラムを企画し，町民に質のよい芸術鑑賞の機会を提供します。

②三春町国際交流協会と連携した国際交流事業

中高生のうちから国際感覚を身に付けた人材を育成するため，三春町国際交流協会と連携し，国際姉妹都市であるアメリカ合衆国ウィスコンシン州ライスレイク市と教育交流や行政，産業，文化等の交流を推進していきます。

また，ライスレイクの家を活用し，これまでの国際交流に関わる取り組みを紹介し，国際理解を学ぶ機会を提供します。

③三春ダム等と連携した自然環境学習

さくら湖自然観察ステーションを拠点とし，三春ダム等と連携しながら三春町の豊かな自然を活用し，豊かな感性を育む体験学習の場を設定します。

また，さくら湖自然観察ステーション企画運営委員による常設・企画展の充実，自然環境保全に対する啓発，生態系・天体観測に関する学習の充実化を図ります。

④高齢化，環境問題，家庭教育支援，人権問題，消費者問題等学習機会の提供

地域社会が抱える様々な課題や問題等を把握し，県や関係機関と連携して解決に向けた講座を開催するなど，地域の実情に見合った内容の学習を充実させていきます。

⑤三春町青少年問題協議会の開催

町内関係団体で構成する三春町青少年問題協議会を開催し，青少年の指導・育成・保護及び矯正に関する総合的施策について調査審議し，青少年教育及び家庭教育につなげます。

◆施策推進の指標と関連するＳＤＧｓ

関係機関との協働により地域の課題をテーマに取り上げた講座を開催します。

成果指標		現在 令和元 (2019)年度	目標 令和６ (2024)年度	説明・ＳＤＧｓ
1	関係機関と協働した研修会の開催	０回	３回以上	

町文化祭

■施策３　学習成果を地域の活動に生かす実践機会の促進

町民が学習した内容を地域活動の中で生かせる機会を提供し，様々な世代と交流を持つことで生きがいづくりを支援します。

◆施策の展開

①生涯学習人材ガイドの利活用推進

生涯学習人材ガイドの充実を図るため，豊かな知識や経験，技術を持った人材を発掘し，登録者を活用した学習事業を展開します。

②生涯学習支援者としての参加促進

生涯学習活動団体や講座等参加者が学習支援者として青少年活動や福祉活動等に参加できるよう，情報提供や相談体制の整備を図ります。

ヨガ教室

◆施策推進の指標と関連するＳＤＧｓ

全員参加型の生涯学習社会の実現に向けて，地域を支える人材を育成します。

成果指標		現在 令和元 (2019)年度	目標 令和６ (2024)年度	説明・ＳＤＧｓ
1	生涯学習人材ガイドの登録者数	０人	30 人	

成人式

◎社会体育グループ

●基本施策　スポーツを通した「健幸」なひとづくり

平成２３年に全面改正して施行されたスポーツ基本法において，スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことが人々の権利であると位置づけられました。

スポーツは，体力向上や心身の健康保持・増進，地域コミュニティ活性化や青少年の健全育成など多面にわたる役割を担うなど，さまざまな意義や価値を有しています。

このことから，スポーツが持つ力を発揮させることにより，地域社会の中で，町民一人一人が生涯を通して「健幸（心身面の健康に加えて，幸福感も実感できる）」に暮らせるよう支援するとともに，いつでも，どこでも，誰もが気軽にスポーツに親しめる機会と環境の充実を図ります。

■施策１　社会体育事業の振興，各種スポーツ大会・教室の充実

少子高齢化の進行，車社会化や高度情報化社会の到来は，町民の生活を便利にする一方で，体を動かす機会を減少させ，町民の健康を脅かしたり，地域のつながりを希薄化させる一面も持っています。

このような社会情勢の中で，町民が生涯にわたり体を動かすことやスポーツに親しむことの必要性が求められていることから，町民の誰もがライフステージやニーズに合わせて生涯スポーツに親しめる機会と環境の充実を図り，スポーツやあそびの要素も取り入れたレクリエーションを通して健康を保持・増進することができる「健幸」な町民を育成します。

また，様々な人がスポーツを通して交流することにより，良好な地域コミュニティ形成を推進します。

◆施策の展開

①三春町スポーツ推進委員による社会体育事業推進

生涯にわたりスポーツに親しめる社会の実現を目指して，スポーツによるまちづくりを総合的かつ計画的に推進するため，三春町スポーツ推進委員が地域のスポーツリーダーとして事業企画や実技指導ができる体制を整備します。

また，高齢化社会の進展や健康志向の高まりに伴い，地域におけるスポーツ・レクリエーション活動を普及させるため，身近な指導者であるスポーツ推進委員の研修機会の充実を図ります。

②町民参加型のスポーツ大会・教室の開催

町民のニーズを的確に把握した各種スポーツ大会・教室を開催し，スポーツに馴

染みがない人でもスポーツ活動を始めたり，参加したりする機会を提供します。スポーツ大会・教室の開催に当たっては，より多くの町民が参加し，交流することができる魅力ある事業内容を各スポーツ団体，関係機関等と協働して検討し，町民の誰もが参加できるマラソン大会やウォーキング大会等を実施します。

また，町民ソフトボール・家庭バレーボール大会を継続して開催することにより，練習等の成果を試す機会を提供し，体力・競技力の向上と地域間交流によりふるさと意識の高揚を図ります。

③体力・健康づくりにつながるスポーツ大会・教室の開催

年齢や運動経験に関係なく，町民の誰もが気軽に参加できる健康増進を目的としたスポーツ大会・教室を開催し，町民がスポーツに親しみやすい環境と機会づくりを行います。町民の主体的な健康づくり活動の普及推進，各種イベント・教室の開催支援など，子どもから高齢者まで全世代の体力づくり，食の栄養面も考慮した健康増進，介護予防や生きがいづくりに資する取組を実施し，生涯を通してスポーツに親しむ機運を高めて健康寿命を延ばします。日頃から歩くことが推進されるまちを目指して，各地区のウォーキングマップを作成してその情報を発信し，町民の健康づくりへの意識を高めます。

障がい者の自立や社会参加を促進するため，障がい者スポーツ活動を支援します。また，障がいの有無に関わらず，町民を対象とした障がい者スポーツ体験会を開催するなどして，障がい者スポーツの普及を図り，スポーツを通して支え合う地域社会の実現を目指します。

◆施策推進の指標と関連するＳＤＧｓ

三春町スポーツ推進委員を中心として各スポーツ団体と連携を図りながら，町民がスポーツ活動を始めたり，参加するきっかけとなるスポーツ大会・教室を企画運営し，町民の健康づくりの支援と地域間交流を図ります。

成果指標		現在 令和元 (2019)年度	目標 令和６ (2024)年度	説明・ＳＤＧｓ
1	スポーツ大会・教室参加人数	3,651 人	7,000 人	町民が町外参加者と交流することで，スポーツ意識の高揚と地域間交流が図られることから，町主催・共催大会等全ての参加人数に町外参加者を含めます。
2	スポーツ大会・教室開催，参加回数	12 回	15 回	

■施策２　町民のスポーツ振興・拡充推進

生活の多様化や少子化により，スポーツ活動に参加する町民の減少傾向が見られ，各競技種目での有望な人材の発掘や指導体制の確立，練習環境の整備，さらには子どもたちの健全育成やスポーツに親しむきっかけづくりとなるような活動が求められています。

このことから，町民の交流及び地域間の交流を促進し，地域コミュニティを活性化して町民が主体的に地域のスポーツに参加できるような環境づくりを目指します。

また，町民のスポーツへの関心と参加意欲を高め，体力づくりから競技力の向上まで，町民が生涯を通してスポーツ活動を行える環境をつくります。

◆施策の展開

①市町村対抗スポーツ大会参加と競技力向上

県内市町村対抗スポーツ大会として開催される軟式野球大会，ソフトボール大会と駅伝大会に参加するため，郷土の代表としての自覚と誇りを持った町代表選手団を編成し，練習環境の充実と競技力向上を図ります。また，選手間の交流を図り，世代間・地域間の連帯感を強化し，郷土愛精神の高揚を図ります。

②三春町体育協会の支援と事業活性化

三春町体育協会は，スポーツを通した交流や生涯を通してスポーツ活動を行う場として，町のスポーツ振興の中心的役割を担っています。

町民が主体的に，継続してスポーツに取り組むことができるように，体育協会の事業活性化と競技力向上，及び活動拠点としての組織・機能充実を支援します。

また，体育協会と連携しながら指導者を発掘し，町民ニーズに応じて実技指導ができる体制を構築するため，三春町生涯学習人材ガイドを活用します。

町スポーツイベント開催時には，体育協会をはじめとする各スポーツ団体に協力を依頼し，スポーツボランティアを育成する体制を整備し，ボランティア活動に参加しやすい仕組みづくりやネットワークの構築に努めます。

③三春町スポーツ少年団の支援と青少年健全育成環境の充実

子どもたちが生涯にわたる豊かなスポーツライフを形成する習慣，意欲や能力を身に付け，基礎的な体力を高めることができるよう，学校，家庭と地域が連携しながら，子どもたちが積極的に体を動かすことができる環境と青少年健全育成の環境を整備します。

スポーツ少年団員が楽しくスポーツに打ち込むことができるよう，三春町スポーツ少年団本部に対し町補助金・交付金を交付し，事業の活性化，自主的活動と組織・機能充実の支援を行います。運動やスポーツをする機会が少ない子どもたちに，スポーツの魅力を伝える場として，子どもスポーツ教室を開催します。

スポーツ少年団に参加する子どもたちが生涯を通してスポーツを続けられるよう，スポーツ活動中のケガ・事故等の予防や軽減を図るため，団員と指導者を対象とした講習会を開催します。

◆施策推進の指標と関連するＳＤＧｓ

子どもから高齢者までの町民全世代が生涯を通して，ニーズに応じたスポーツ競技種目を楽しむことができるように，体育協会とスポーツ少年団組織の継続・発展を支援します。

また，運動やスポーツをする機会が少ない子どもを対象としたスポーツ教室・講習会を開催し，スポーツを始める機会の提供と青少年健全育成環境を整備します。

成果指標		現在 令和元 (2019)年度	目標 令和６ (2024)年度	説明・ＳＤＧｓ
1	三春町体育協会加入人数	1,169 人	1,250 人	
2	子どもスポーツ教室・講習会開催回数	0 回	2 回	

スポーツ少年団交流会

ふくしま駅伝

■施策３　社会体育施設管理運営と利便性向上

社会体育施設は全体的に老朽化が進み，施設の有効活用や町民のニーズに合わせた環境整備が求められています。

このことから，誰もが気軽にスポーツを行い，健康増進や地域コミュニティ活性化の場所として，町民の豊かなスポーツライフの基盤となる社会体育施設を整備します。

また，社会体育施設の整備や利用環境の充実，運動やスポーツに関する的確な情報の提供体制を整備します。

社会体育施設の適正な管理運営，施設設備の計画的な修繕，改修等を行い，安全で快適な利用環境を整え，利用者のニーズに応じた運営を行います。

◆施策の展開

①社会体育施設管理運営と利用環境の充実

三春町運動公園を拠点とした社会体育施設を適正に管理運営し，利用者目線で利用環境の充実を図ります。

利用者が申請しやすい体制を整備するとともに，安全で安心して利用できる設備やスポーツ備品等の計画的な更新を進めます。

②学校体育施設の開放事業

身近な公共施設である学校体育施設を地域住民に開放することで，気軽にスポーツやレクリエーション活動ができる場と機会を提供します。

利用者，町と学校が連携して，利用しやすい環境を整備します。

③社会体育施設の長寿命化のための改修工事

町民が安全で安心してスポーツに親しめるよう，町民や利用団体のニーズを考慮しながら，社会体育施設の長寿命化のため，計画的に改修・修繕して施設の有効活用を図ります。

利用者からも大事に使われる社会体育施設を整備するため，安全で安心して，障がいの有無に関わらず，町民の誰もが使いやすいバリアフリー化の視点を取り入れた施設改修を計画的に進めます。

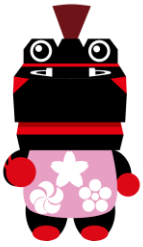

◆施策推進の指標と関連するＳＤＧｓ

利用者が快適に体育施設を利用できるよう，利用者ニーズに応じた備品・設備の整備と施設改修を行い，利用者目線で体育施設を適正に管理運営します。

年齢や性別，障がいの有無に関わらず，誰もが安全で安心して利用できる施設環境を提供します。

成果指標		現在 令和元 (2019)年度	目標 令和６ (2024)年度	説明・ＳＤＧｓ
1	社会体育施設の利用人数	66,654 人	70,000 人	
2	三春町民体育館のバリアフリー化対策	0 件	2 件	正面玄関スロープ対策，観覧方法対策

市町村対抗ソフトボール

町民トレッキング教室

◎歴史民俗資料館

●基本施策　文化遺産の伝承，歴史と文化のまちづくり

歴史民俗資料館は，地域の宝である歴史・文化遺産を調査し，次の世代に伝えるために保存の措置を講じ，活用を推進します。また，それらに関する情報をわかりやすく発信することで，町民の文化への関心や生涯学習の意欲を高めるための支援をします。

また，歴史・文化遺産を保存・継承する団体や，地域・学校などの機関と連携して，豊かな社会と人を育てる支援をします。

■施策１　文化財保護の推進・支援

人びとの文化活動によって生まれた事物・事象の中でも，有形・無形を問わず重要なものを文化財といい，中でも貴重なものは，これを指定して滅失を防いでいます。

地域の人口の減少，生業の変化などに伴い，継承されるべき文化財が失われたり，廃絶したりするおそれが出てきており，伝承や体験談も含めて，さまざまな文化的所産の調査が急務となっています。

調査によって見出された文化財は，現地や資料館等での実物保存，映像・印刷物での記録保存を検討し，継承を推進します。中でも特に重要なものは，指定文化財として保護・公開といった取り組みを行います。また，文化財の保存や継承を行っている団体については，その活動を支援します。

◆施策の展開

①文化財調査の推進

これまで行われてきた文化財の調査は，個々の資料を評価するところでとどまっていましたが，近年はそれらの生れた背景や環境，今日まで伝えられてきた経緯なども含めて，総合的な見地からの調査が行われるようになってきています。こうした調査は，既に指定されている文化財にまつわる資料の発見につながるだけではなく，伝承されて来た背景を的確につかむことにより，より適切に後世に伝えていくため，必要な基礎資料ともなります。

また，今まで見出されてこなかった，未指定の文化財が発見される可能性もあることから，このような調査をあらためて推進していきます。

②文化財保護の推進・支援

調査によって明らかになった文化財は，最適な状態での保存に努めます。中でも特に重要と思われるものは，指定文化財とすることを検討します。また，文化財を保存・継承する団体等とは緊密に連携し，継続的に支援を行います。

地中にあるためにその内容が不明確な埋蔵文化財については，開発に際して事前の調査を行い，事業との調整を図って，その保存に努めます。

③三春町文化財保存活用地域計画の策定

次世代に受け継ぐべき遺産として，文化財は保護されるだけではなく，さまざまな方法での活用が望まれます。そのため「三春町文化財保存活用地域計画」の策定を進め，文化財の保護と活用を促します。

この計画によって，指定文化財をはじめ，新たに未指定の文化財等が明らかになり，地元の魅力の再発見や，それを活かしたイベントなどが可能になると考えられます。

また文化財の所在を確認し，保護活動を充実させるなどで滅失を防ぐことを想定しながら，町民はじめ町を訪れる人誰もが文化財を見学したり，学んだりすることができるプログラムを策定することも可能です。次世代を担う子どもたちにも，文化財を通じて，地域の歴史や文化がもっと身近に感じられるよう，城下町域だけでない三春町全体での計画策定を目指します。

④文化財保護審議会による提言の活用

これら文化財の保存・活用・指定などについては，専門知識等を有する文化財保護審議会委員が審議し，教育委員会に提言していただきます。また，定期的に文化財保護審議会による文化財についての講演会などを開催し，町民が文化財に親しむ機会を増やします。

◆施策推進の指標と関連するＳＤＧｓ

地域の歴史や文化を保存して後世に伝えるためには，文化財や伝統文化を理解し，それらに親しむことが大切です。このために，文化財を資料館等の施設で展示公開したり，現地での解説を行ったりするほか，祭礼などでの民俗芸能等の公開を支援・広報して，周知を図るよう努めます。

成果指標		現在 令和元 (2019)年度	目標 令和６ (2024)年度	説明・ＳＤＧｓ
1	文化財の年間公開数	9 件	15 件	

■施策２　文化財の保存・公開施設の管理運営

様々な理由により所在地での保存や公開が困難であったり，散逸のおそれがある文化財は，所蔵者の合意を得た上で，歴史民俗資料館等の施設で保存し，企画展示などでの積極的な公開を行います。そのため，文化財にとっても，観覧者にとっても適切で，安全な施設の維持管理が求められます。築年数が３０年を越えた資料館と自由民権記念館，伝統的な建築物を利用した郷土人形館と文化伝承館，これらの状況を把握した上で，合理的に管理していきます。

◆施策の展開

①保存・公開施設の適正な管理運営

文化財等を収蔵し，公開する歴史民俗資料館，自由民権記念館，郷土人形館，文化伝承館の施設・設備を適切に管理し，継続して使用できるよう補修・改修を行います。

②三春町歴史民俗資料館

三春町の文化財に関わり，知りたいと思う人すべての中心として，歴史や民俗等に関する資料を収集，保管，公開，調査研究等を行います。また，四つの施設の長期的な維持補修・企画展示計画などを行います。

③自由民権記念館

町民の寄付によって建設されたこの施設では，自由民権運動に関する資料の収集・保管・公開と関係者の顕彰を行います。研修室は，さまざまな団体の学習の場としての提供も行います。

④三春郷土人形館

所蔵する「らっこコレクション」を保管，公開するとともに，三春人形をはじめとする郷土玩具等を収集し，その魅力を発信します。展示施設となっている２棟の土蔵自体も築１００年を越える建造物であるため，建物自体の価値も損なわないよう管理を行います。

⑤三春町文化伝承館

国登録有形文化財の旧吉田家住宅主屋及び紫雲閣等を保全することにより，まちなみ景観を維持し，その活用を通して伝統的建造物の保存と継承に努めます。また，登録有形文化財として今後有効に活用する方法を検討します。

⑥歴史民俗資料館運営協議会によるフィードバック

町民の代表によって構成される運営協議会より，事業ならびに施設管理について検討・助言をいただき，適正な運営を図ります。

⑦歴史民俗資料館友の会支援

資料館をさらに活用し，親しんでもらうため，友の会活動の活性化を支援し，資料館事業への多数の参加を目指します。また，活動内容などを友の会が発信していくことができるように支援します。

◆施策推進の指標と関連するＳＤＧｓ

歴史民俗資料館の健全な運営を図るために，定期的に資料館を活用している友の会の活動が活性化し，会員が増えて発信力が高まることで，資料館事業への参加者や三春の歴史文化に興味を持つ人が増えることが期待されます。

成果指標		現在 令和元 (2019)年度	目標 令和６ (2024)年度	説明・ＳＤＧｓ
1	友の会会員数	131 名	150 名	

三春郷土人形館

■施策３　展示公開・各種講座・広報活動の充実

歴史民俗資料館では，常設展で町の歴史や文化について概説し，さらに興味関心を持ってもらうため，年２回程度の企画展を開催しています。開館３０周年を過ぎて，常設展は今後利用者のニーズに対応し，どのような人にでもわかりやすい工夫をすることが求められ，企画展は新しいテーマや資料の掘り起こしが必要となる時期に来ています。

ホームページや広報誌を活用した簡単で平易な歴史や文化の説明，更に詳しい展示解説，各種講座，現地説明会なども含めて，多角的な資料館活動を計画し，新たな利用者を得られるよう，内容を充実させていくことに努めます。

◆施策の展開

①常設展・企画展の充実

常設展については，今後も充実を図るとともに，障がいのある人にもわかりやすい展示をめざします。企画展や特別展については，興味や関心の高いテーマを掘り下げ，時間をかけて新しい企画を検討することにより，年２回程度の開催を維持します。

②各種講座・出版物の充実

展示という手法では紹介が難しい内容については，各種講座や現地での説明会などを開催するとともに，各種団体の要望に従って，出前講座やモバイルミュージアムなども検討します。また，分かりやすく，誰でも読むことができる刊行物を発行することで，町の歴史や文化への理解を深めます。

③ホームページ・広報誌等での広報活動

資料館等の事業については，ホームページや町広報誌などのメディアを通して周知します。それらの内容を，体系的でわかりやすくまとめることにより，遠隔地の人や来館が難しい人などが，三春の歴史や文化を知るための支援となるようにしていきます。

④学校・各種団体との連携

郷土について理解し，関心を持つことを促すため，学校の教育活動の中で三春の歴史や文化について，展示解説や資料の提供などで学びの支援を行います。

また，各種団体に対しても要望に応じて，展示の解説や出前講座，現地での解説など，より深い理解が得られるよう支援を行っていきます。

◆施策推進の指標と関連するＳＤＧｓ

魅力ある展示や講座を開催することで，入館者数を増やし，三春の歴史や文化の理解が深まるよう支援します。

成果指標		現在 令和元 (2019)年度	目標 令和６ (2024)年度	説明・ＳＤＧｓ
1	資料館の年間入館者数	6,789 人	9,000 人	

歴史民俗資料館

三春太鼓・民俗芸能大会

◎町民図書館

●基本施策　本に親しみ，学びがあふれる「みんなの図書館」

町民図書館は，身近にある「みんなの図書館」として，くらしや文化など，日常生活に役立つ情報を積極的に発信していきます。乳幼児から大人まで，町民の誰もが生涯にわたり豊かな生活を送るための読書活動を支援します。

また，家庭・地域・学校などの関係機関との連携を図り，豊かな社会づくり，人づくりを支援します。

■施策１　図書館活用推進

町民図書館は，家と職場・学校の中間を指す「第３の居場所」として，利用者に親しまれる環境づくりに努め，日常生活に役立つ図書館としての機能を高め，さらに町の情報センターとしてまちづくりの拠点となり，地域の課題解決の場を目標として町民の図書館活用を推進します。

◆施策の展開

①利用者に親しまれる環境づくり

暮らしの中に図書館が存在する読書環境を提供していくため，いつでも，誰でも，どこでも読書できる環境づくりに努めます。

②有用図書資料の収集・維持管理

適切な蔵書管理のために，古い図書資料の除籍・廃棄を計画的に進めます。各分野にわたる基本的な図書を中心に，利用者の求める新刊書を重視し，利用度を考慮しながら図書資料として価値あるものを努めて収集し，有用図書資料の更新・追加を推進します。

③広報活動やレファレンスサービスの充実

広報みはる，図書館ホームページへの新着本紹介掲載や関係機関への各種展示本リスト等の配布などを通じ，図書館行事や図書利用案内に努め，読書活動推進を図ります。

また，館内では，司書が調べ物の補助を積極的に行い，利用者が求める資料や新たな本との橋渡しを円滑に行いながら図書館活用と読書意欲の促進を図ります。

④図書館協議会開催

図書館協議会の開催目的は，図書館運営全般について，望ましい図書館のあり方やその振興策について審議することにあります。

今後，町民図書館がさらに町民の生涯学習を支援する情報センターとしての機能を十分発揮できるよう，協議会委員の方々の意見を図書館運営に反映していき「みんなの図書館」をめざしていきます。

◆施策推進の指標と関連するＳＤＧｓ

町民の誰もが生涯にわたり日常生活に役立つ情報を得られる場所として，町民図書館が存在する意義を実感できるよう，親しみやすい図書館づくりに努め，読書人口を増やしていきます。

成果指標		現在 令和元 (2019)年度	目標 令和６ (2024)年度	説明・ＳＤＧｓ
1	図書館入館者数	30,920 人	35,000 人	

町民図書館

■施策２　利用者サイドに立った図書館運営

リクエストや予約などを通じて，利用者の求めるものを的確に把握し，資料収集業務に反映させ，より効果的な図書資料の収集及び整備の充実を図ります。また，インターネット予約や蔵書検索サービスなどの利用向上を図り，迅速かつ効率的に業務を進めます。

さらに県内及び全国の図書館間の相互協力事業への参加と資料横断検索ネットワークへの参加により，より広範なサービスの提供に努めます。

◆施策の展開

①予約・リクエスト・相互貸借の充実

図書の予約貸出サービスや読みたい本のリクエスト受付を行い，必要に応じて近隣市町村との相互貸借により，利用者の求める図書資料を迅速に提供します。

②インターネット予約・蔵書検索サービス利用推進

図書館情報システムを利用し，正確かつ迅速に検索できるデータベースの整備を行い，業務の向上を図ります。また，利用者がインターネット予約や蔵書検索サービスを活用することにより，求める図書資料を迅速に入手できるよう利用推進を図ります。

③県立図書館情報ネットワーク活用

福島県立図書館の情報ネットワークに加入することにより，県内の公共図書館とのネットワークを通じて相互貸借を行い，利用者の求める図書資料を貸出すことができます。情報ネットワークを継続的に活用し，サービス向上に努めます。

④国立国会図書館総合目録ネットワーク活用

国立国会図書館の情報ネットワークに加入することにより，全国の公共図書館・施設とのネットワークが図られ，総合目録の活用により，相互貸借を行うことができます。継続して総合目録ネットワークを活用し，利用者の求める読書活動に活かしていきます。

◆施策推進の指標と関連するＳＤＧｓ

利用者の求めに親切・丁寧に対応し，必要なサービスを迅速・的確に提供できるように努めます。

さらに，調べ物相談では，必要な図書資料や情報を利用者に確実に提供できるよう関係機関と連携して取り組んでいきます。

成果指標		現在 令和元 (2019)年度	目標 令和６ (2024)年度	説明・ＳＤＧｓ
1	レファレンス調査相談件数	1,093 件	1,150 件	

一般書コーナー

■施策３　歴史・文化を継承した社会づくり

三春の歴史と文化を継承し，豊かなまちづくり，人づくりを支援するために，将来を担う子どもたちに対するサービスを重視し，読書相談などのサービスの向上に努めます。

また，利用者の読書習慣や読書意欲を高めるため，各種行事を実施します。

◆施策の展開

①郷土資料・行政資料・参考図書の充実

郷土愛を育んでいくため，三春町に関する郷土資料や行政資料，さらに近隣地域に関する歴史や文化に関する資料を収集します。滝桜をはじめ，四季折々の城下町の風情あふれる郷土に対して理解を深め，地域課題の解決に役立つ図書資料の充実を図っていきます。

②読書習慣・読書意欲向上のための各種行事の開催

乳幼児から大人まで読書に親しむ環境を提供するため，ブックスタート事業をはじめ，さまざまな図書館行事を実施します。本に触れる機会を提供し，参加することにより新たな発見や興味が増し，読書意欲の向上や読書習慣につながるよう各種行事の充実を図っていきます。

また，各学校・施設での出前おはなし会では，図書館ボランティアの協力により読み聞かせを行い，子どもたちの豊かな想像力を育みます。

出前おはなし会

◆施策推進の指標と関連するＳＤＧｓ

町の将来を担う子どもたちの豊かな心を育むためには，幼い頃から本に親しむ環境づくりが大切です。本や紙芝居の読み聞かせなどにより，子どもたちは，さまざまな言葉や生き方に触れ，世界を広げていき，よりよく生きていくための知恵を習得していきます。

活力ある生活を支援するため，図書館活動にボランティアの参加を推進していきます。

成果指標		現在 令和元 (2019)年度	目標 令和６ (2024)年度	説明・ＳＤＧｓ
１	図書館ボランティアが参画している学校・施設	１４箇所	１６箇所	

読み聞かせボランティア

■施策４　各地域へのサービス充実

各地域へのサービスを充実するため，地域文化活動や教育活動に対して，図書の団体貸出しを行い，読書活動を推進します。

また，地域サービスの拠点である地区交流館等図書室への配本や，町内の各小学校・保育所・幼稚園などへの巡回文庫の貸し出しにより，いつも身近に本がある環境の充実に努めます。

◆施策の展開

①学校・施設・ボランティアへの団体貸出し

町内の各小学校の学習の支援として，効果的な読書活動が図られるよう，各学年の学習内容に応じた図書資料の貸し出しや，幼稚園・保育所などの施設における各種行事に合わせた図書資料の貸出しを行います。

②地区交流館図書室の資料管理

定期的に地区交流館等を巡回し，地域の読書活動に役立つ図書資料の整備を行い，町民図書館サービスの一環である地域サービスの充実化を図ります。

さらに，地域住民が集い，地域の課題を語らう身近な居場所として地区交流館図書室が活用されるよう環境づくりを進めます。

図書館児童書コーナー

◆施策推進の指標と関連するＳＤＧｓ

地域を知り，地域のよさを発見し，さらに地域をよくしていくための図書資料が活用され，地域活性化につながるよう関係機関と連携していきます。

さらに，町民の生涯における学びに役立つ読書活動を支援し，地域コミュニティの推進を図ります。

成果指標		現在 令和元 (2019)年度	目標 令和６ (2024)年度	説明・ＳＤＧｓ
1	団体貸出冊数	9,485 冊	10,220 冊	

地区交流館の図書展示

■施策５　学校との連携・学習支援

子どもの豊かな読書経験の機会を充実させていくためには，子どもの知的活動を増進し，多様な興味・関心に応えられる魅力的な図書資料の整備・充実が望まれます。

児童・生徒の学習を支援するために各小中学校との連携を図り「調べ学習」などに必要な図書資料の整備や情報提供を随時行います。

「子どもは次代を担う町の宝」として，家庭・地域・学校などで連携して子どもの読書活動を推進していきます。

◆施策の展開

①職業体験・図書館見学受入れ推進

町民図書館では，中高生の職業体験や小学生の図書館見学を随時受入れています。図書館の仕事を知ってもらうことで，本に親しみ，自らが「学ぶ機会」を提供し，子どもたちの学習環境づくりを支援します。

②教育機関等との連携による学習支援

各教科，道徳，総合的な学習の時間等において，子どもたちの「調べ学習」における多様な要望に応えられるよう，学校図書館や公共図書館が連携して蔵書管理に努め，より一層効果的な学習支援体制の充実に努めます。

③子ども読書活動推進計画（第３次）推進

「読書活動推進計画」とは，本や紙芝居の読み聞かせや，わらべ唄を聞かせること，幼児に手遊びをさせながら言葉遊びをさせることなどにより，読書活動を活発にさせるための計画です。

図書館内でのおはなし会（絵本とわらべ唄）や各保育所・幼稚園・小学校・児童クラブ・まほらっこ教室・子育て支援センターなどで出前おはなし会を実施し，子どもたちの読書意欲を高めていきます。

◆施策推進の指標と関連するＳＤＧｓ

発達段階に応じた質の高い学びの充実を図るため，関係機関が連携し，子どもたちの多様な要求に的確な対応ができる環境の実現を目指します。

成果指標		現在 令和元 (2019)年度	目標 令和６ (2024)年度	説明・ＳＤＧｓ
1	読書活動ボランティアのべ人数	356 人 R1(2019)	400 人	読書に関する調査より

布絵本作品

布絵本講習会

◎児童生活センター

●基本施策　保護者・地域・学校が一体となって推進する子どもの健全育成

少子化や核家族化の進行，就労形態の多様化，家庭や地域の子育て機能・教育力の低下など，児童を取り巻く環境は変化してきています。そのような環境の変化を踏まえ，児童が放課後等に安心して活動できる居場所づくりを行い，さまざまな体験活動や交流を通して，心豊かにたくましく，自信と意欲をもって生活ができるよう，保護者，地域及び学校と緊密な連携を図り，児童の健全な育成を推進します。

■施策１　放課後子ども総合プラン推進事業

放課後等に児童が安心して活動できる場の確保を図るとともに，多様な体験活動や交流を通して，次世代を担う児童のより一層の自主性，社会性及び創造性の向上を目指し，町内全ての児童の健全育成を支援するため，放課後児童健全育成事業（児童クラブ）及び放課後子ども教室推進事業（まほらっこ教室）を一体的又は連携して実施し，全ての児童のための放課後子ども総合プランを推進します。

◆施策の展開

①三春町放課後子ども総合プラン推進事業運営委員会

三春町の総合的な放課後対策のあり方を検討するため，地域住民や学校関係者，PTA 関係者などを委員とする三春町放課後子ども総合プラン推進事業運営委員会を設置します。

また，運営委員会では，三春町が実施している放課後児童健全育成事業及び放課後子ども教室推進事業について意見を伺い，より良い事業運営を目指した協力体制の構築を図ります。

◆施策推進の指標と関連するＳＤＧｓ

運営委員会の委員による現地視察の機会を設け，児童クラブやまほらっこ教室の現状をより深く理解していただき，三春町で実施している放課後対策について，さらに建設的な意見を聴取することにより，より良い事業運営を目指します。

成果指標		現在 令和元 (2019)年度	目標 令和６ (2024)年度	説明・ＳＤＧｓ
１	運営委員会開催	年３回	年３回	
２	運営委員会による児童クラブ及びまほらっこ教室の視察回数	０回	年１回	

学習の様子（まほらっこ教室）

■施策２　放課後児童健全育成事業（児童クラブ事業）

核家族化や共働き家庭の増加により，放課後，自宅に家族がいないため，安全･安心に過ごせる場所がない児童が増加しています。そのような保護者が就労等により放課後留守となる家庭の児童を対象に事業を実施し，児童が安心して過ごせる「生活の場」として適切な環境を整えるとともに，児童それぞれの発達段階に応じた自発的かつ主体的な遊びや生活が可能となるよう，児童の健全な育成を支援します。

また，保護者や学校との連携･協力を大切にすることで，児童の生活の基盤である家庭での養育を支援するとともに，地域とのつながりを深め，「地域の中で育つ児童」を意識した事業運営に努めます。

◆施策の展開

①わんぱくクラブ・岩江児童クラブ・御木沢児童クラブ運営

児童に対して「遊びの場の提供」「生活の場の提供」を行うとともに，保護者に対しては「子育て支援」「就労支援」を行うことで，児童自身への支援と同時に，保護者も安心して子育てができるよう支援する児童クラブを運営していきます。

また，日常的かつ定期的に保護者や学校と連絡を取り，保護者等との緊密な連携を図り，児童に関する情報を共有することで，一人一人の状態を把握しながら，児童それぞれの発達段階を踏まえて，適切な「遊び」と「生活の場」を提供することにより，自主性，社会性及び創造性の向上並びに基本的な生活習慣の確立を目指します。

②各クラブ保護者会による活動支援

各児童クラブにおいて保護者会を組織し，児童クラブと保護者との緊密な連携を図ることで，児童クラブの活動に対する保護者の理解が得られるようにするとともに，保護者が活動や行事に参加する機会を設けるなどして，保護者との協力体制を築き，保護者会による児童クラブの各種行事や親子活動への支援を推進します。

さらに，保護者会と児童クラブの協力関係を築くだけではなく，保護者会が保護者同士のつながりもできる貴重な場となり，保護者同士が協力して子育て環境を良くすることにつながるよう努めます。

③異年齢集団活動，地域住民との連携等による交流事業

児童クラブでは，異年齢の児童が一緒に過ごします。家庭や学校ではあまり経験できない異年齢集団での活動の中で，「遊び」や「生活」を通して，同学年だけでなく，年上や年下との関わりを経験することで，児童一人一人の自主性，社会性及び創造性が向上するよう支援します。

また，地域の中で育つ児童を目指し，地域の方々の協力が得られるように，児童クラブの活動についての情報を発信し，地域の人々との積極的な交流を図ります。

④土曜日を中心とした地域に拓く事業

児童クラブを利用している児童だけではなく，広く地域の児童に様々な体験活動を提供するため，土曜開所日を利用し，理科クラブやおりがみ教室，料理教室などの行事を行います。

また，地域の方々の協力を得ながら，地域の特色を生かした活動を実施していきます。

◆施策推進の指標と関連するＳＤＧｓ

児童一人一人の健全な育成を支援するため，児童クラブの利用人数や児童の状況を考慮しつつ，十分な放課後児童支援員（放課後児童クラブに配置が求められている専門職）を配置し，児童の安全・安心で充実した放課後生活を目指します。

成果指標		現在 令和元 (2019)年度	目標 令和６ (2024)年度	説明・ＳＤＧｓ
1	放課後児童支援員の人数	11 人	15 人	
2	地域に拓く事業（理科クラブ，おりがみ教室，料理教室等）の実施回数	年 25 回	年 25 回以上	

ミニシアター

おりがみ教室

■施策３　放課後子ども教室推進事業（まほらっこ教室）

核家族化や共働き家庭の増加により，放課後安心して過ごせる場所がない児童，また，地域住民等との交流がない児童が増加しています。そのため，放課後等において，全ての児童を対象に事業を実施し，安全・安心に過ごせる居場所を確保するとともに，地域住民等の参画を得ながら，異年齢間の交流と多様な体験活動や地域住民等との交流を通して，児童の社会性，自主性，創造性の向上を図るとともに，未来を担う児童の成長を支えながら健全な育成を支援します。

◆施策の展開

①まほらっこ教室運営（三春・岩江・御木沢・中妻・中郷・沢石）

町内６小学校区においてまほらっこ教室を実施し，全ての児童が，放課後等を安全・安心に過ごし，地域住民等の協力を得て多様な体験活動を行うことができるよう，進めていきます。

また，定期的に学校との情報交換の機会を設け，学校と緊密な連携を図り，児童に関する情報を共有することで，児童一人一人の状況を把握しながら，児童の成長を支え，それぞれの活動を支援していきます。

②コーディネーター・ボランティアによる活動支援

コーディネーター・ボランティアとして，たくさんの地域の方々に事業へ参加いただき，充実した学習支援や体験活動を行っていきます。折り紙や編み物など，ボランティア一人一人の特技を活かしながら，児童への多様な活動の場を提供し，活動を通じて，児童の社会性，自主性，創造性の向上を図るとともに，児童の成長を支えつつ，安全に見守ります。

③放課後・長期休業日の居場所づくり

全ての児童を対象に，放課後から午後４時頃まで通常教室を実施します。また，児童クラブのない中妻・中郷・沢石小学校区では，保護者が就労等により放課後留守となる児童を対象に，放課後から午後６時まで延長教室を，長期休業日は午前８時３０分から午後６時まで長期休業中教室を実施し，地域住民等の参画を得ながら，児童の安全・安心な居場所づくりを実現していきます。

◆施策推進の指標と関連するＳＤＧｓ

放課後等の全ての児童へ継続的に学習支援・体験活動を提供するため，地域住民等の参画によるボランティアを配置し，安全・安心に過ごせる居場所を確保していきます。

成果指標		現在 令和元 (2019)年度	目標 令和６ (2024)年度	説明・ＳＤＧｓ
1	まほらっこ教室ボランティアの人数	40 人	44 人	
2	避難訓練の実施回数（各教室）	１回	１回	

節分

避難訓練

第　4　章

そ　の　他

河野広中銅像（自由民権ひろば・三春町役場新庁舎裏）

◇用語解説

ページ	用　語	解　説
P6,他	ＳＤＧｓ （エスディージーズ）	Sustainable Development Goalsの略語。 持続可能な開発目標。平成27（2015）年９月に国連で採択され、令和12（2030）年までに達成を目指す17のゴール(目標)と169のターゲット（具体目標）からなる世界共通課題解決のための目標。
P6	持続可能な社会	地球環境や自然環境が適切に保全され、将来の世代が必要とするものを損なうことなく、現代の世代の要求を満たすような開発が行われる社会。
P6	ESD （イーエスディー）	Education for Sustainable Developmentの略語。 世界にあ る様々な現代社会の課題を自らの問題として捉え、身近なところから取り組むことにより、それらの解決につながる新たな価 値観や行動を生み出すこと、そしてそれによって持続可能な社会を創造していくことを目指す学習や活動。
P8	健幸	心身面の健康に加えて、幸福感も実現できる。造語。
P10	ＡＩ（エーアイ）	Artificial Intelligenceの略語。人工知能。人間の知能をコン ピュータ上で実現した技術。
P10	ビッグデータ	一般的なデータ管理・処理ソフトウェアでは扱いが困難なほど 巨大で複雑なデータの集合体。
P10	Society5.0 （ソサイエティ5.0）	狩猟社会、農耕社会、工業社会、情報社会に続く、新たな社会。ＩｏＴ(照明、家電、その他パソコン以外のインターネットにつながるモノ、モノのインターネット)やＡＩ(人工知能)等の活用により、今まで困難だった課題の解決が 図られる社会。
P10	カリキュラム・ マネジメント	教育課程（カリキュラム）を編成・実施・評価し、改善を図る一連のサイクルを計画的・組織的に推進していくこと。
P11, P18, P32	ICT（アイシーティー） 機器、ICT	ＩＣＴはInformation and Communication Technologyの略語。情報通信技術機器。パソコン、タブレット、電子黒板、携帯電話など。
P11, P27	ICTリテラシー	ICT機器を正しく理解し活用する能力。
P11, P27	GIGA(ギガ)スクール構想	GIGAは、Global and Inovation Gateway for All(全ての人に世界的規模の革新的な入口を)の略。1人1台端末と高速大容量の通信ネットワークを整備し、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく公正に個別最適化し、資質・能力を一層確実に育成する教育ICT環境を実現する構想。
P14	キャリア教育	社会人・職業人として自立していくための望ましい勤労観・職業観を育てる教育。
P15	特別支援教育	障がいのある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという支援に立ち、幼児児童生徒一人一人教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うこと。

ページ	用　語	解　説
P15	インクルーシブ教育	人間の多様性の尊重等を強化し、障がい者が精神的及び身体的な能力等を可能な限り発達させ、社会に自由に参加することを可能にする目的で障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶこと。
P15, P21	アプローチカリキュラム	幼児教育と小学校教育の円滑な接続を図るための5歳児の後期における教育課程・保育課程の工夫。
P15, P21	スタートカリキュラム	小学校に入学した子どもたちが小学校に慣れることができるようにするための教育課程の工夫。
P16	個別の教育支援計画	障がいのある児童生徒の一人一人のニーズを正確に把握し、長期的な視点で乳幼児期から学校卒業までを通じて一貫して的確な教育支援を行うための教育、福祉、医療等関係機関の連携協力を図る計画。
P16	個別の指導計画	児童生徒一人一人障がいの状態等に応じたきめ細かな指導をするための指導目標、指導内容・方法等を明らかにした計画。
P17	学習指導要領	文部科学省が定める教育課程（カリキュラム）の基準。学習内容や授業時数など各学校の教育活動の指針となる。
P19, P20	スクールカウンセラー	学校において心理相談業務に従事する心理職専門家。
P19, P20	スクールソーシャルワーカー(SSW)	子ども本人だけでなく、家族や友人、学校、地域など周囲の環境に働きかけて子どもたちの問題解決を図る社会福祉の専門家。
P19	三春町いじめ防止基本方針	いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第12条の趣旨を踏まえ、国の基本方針を参考にして、各学校及び三春町教育委員会が、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定した基本的な方針。
P5, P20	学びのセーフティネット	どの子も安心して学ぶことができる環境づくり。
P21	小1プロブレム	小学校に入学したばかりの１年生が、集団行動がとれない、授 業中に座っていられない、先生の話を聞かない、などと学校生活になじめない状態が続くこと。
P21	中1ギャップ	小学校を卒業して中学校へ進学した際、これまでの小学校生活とは異なる新しい環境や生活スタイルなどになじめず、授業についていけなくなったり、不登校やいじめが起こったりすること。
P23	コミュニティ・スクール	学校運営協議会。学校と保護者や地域住民がともに知恵を出し 合い、学校運営に意見を反映させることで一緒に協働しながら 子どもたちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進める法律（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の６）に基づいた仕組み。
P27	オープンスペース	廊下と教室を仕切っていた部分の壁がなく、多様な学習形態に対応できる教室又は教室脇の空間。
P27	教科教室型	普通教室と呼ばれる「〇年〇組」等という教室を持たず、教科ごとに別々の専用教室を設けることを指す。生徒は、定められた時間割に応じて算数であれば算数の教室へ、理科であれば理科の教室へ行って授業を受ける。
P45	らっこコレクション	人形やこけしなど東北地方の郷土玩具
P49, P52	レファレンス	調べたいことや探している資料などの質問について、必要な資料・情報を案内するサービス

「三春町の教育について」

古くから、三春は教育に関しては熱心でした。三春が生んだ江戸時代の儒学者は、荻生徂徠門下の二人、平野金華と大内熊耳。平野は守山藩に、大内は唐津藩に仕え、三春藩で活躍することはありませんでしたが、多くの門弟を教育したのでした。

三春城下での教育は、藩士は講所、一般の町民は寺子屋です。「明徳堂」の名前で親しまれる藩の学校、講所は、安永～天明期（1772～1788）に創設され、四書五経にはじまる儒学的な教育のほか、礼式・習字・歴史などの授業、さらに武術の稽古が行われました。

一方、一般の人々は寺子屋に通い、「読み書きそろばん」を習ったのです。三春城下では草川文龍が、藩士として家中勤めの傍ら、儒学者として享保 21 年に「草川状」を書いたことで知られます。これは寺子屋に通う子どもたちのために書かれたテキストで、明治に至るまで三春の子どもたちの手習いに使われたのです。

こうした寺子屋や講所、両方で学んだ対照的な二人がいます。

城下光善寺の井上和尚のもとで開かれていた寺子屋には、時期は異なりますが、自由民権運動で活躍した、後の農商務大臣河野広中と、東京大学医学部に病理学教室を創立した三浦守治が学んでいました。河野は暴れて破門されてしまいますが、三浦は熱心な様子が講所の教授であった熊田淑軒に見いだされ、明治維新後に講所に入学することを許可されます（藩校は明治 4 年まで存続したため、維新後は平民でも入学を許可しました)。

その後、三浦は東京大学医学部の前身となる東京医学校に学びます。卒業試験で首席であったため、国費留学生としてドイツに行き、明治 20 年に帰国して医学部教授となり、病理学教室を創立しています。

一方、少し三浦より早く生まれた河野は、侍の中でも身分が低かったために、講所には入学できませんでした。当時の講所学長・山地立固（やまじたちかた）は、水戸に出て、三春出身の大内熊耳の流れをくむ学者に学んだ人で、河野に特別授業を行いました。悪童

仲間と机を並べて学ぶことができない、ということは、その後自由民権運動へと進む河野にとって、忘れられない経験となったかもしれません。河野はその後三春で私塾を開いていた儒学者、川前紫渓のもとで学びます。河野の名「広中」は、紫渓が、河野の器の大きさを認めて与えた名前です。河野と三浦、どちらも、学ぶ場と、師匠とを得て大きく羽ばたいた三春の人と言えます。

明治 6 年から講所の建物のうち演武場（武芸）を三春小学校が、8 年からは明徳堂（講義の場所）を三春師範学校が使用します。師範学校が廃止されるにあたり、高知の立志社を手本に、これを自由民権運動の学塾として使用する案が浮上し、明治 12 年以後、準備が進められました。すべてが公費で賄われた異色の民権学塾「正道館」は、明治 15 年 3 月 19 日に開館します。西洋思想の講師として、高知より西原清東と弘瀬重正が招かれ、学生と寝食を共にして学び、議論しあいました。また活版印刷の施設を館内に持ったことは画期的で、三陽雑誌などが発行されています。

残念ながら、正道館は設立後すぐ県より閉鎖命令が出され、1 年余りでその活動は停止となります。しかし、正道館で購入された西洋思想などの本は、書籍館として専門員を置いて活用されます。これは図書館の走りであり、全国的に見ても珍しい試みだったと思われます。

他にも三春町からは、医学、文学、科学、ほかさまざまな分野で活躍した人が出ています。彼らの学びには、遡れば寺子屋や藩校に行きつく三春の教育事情がありました。振り返れば、三春藩が藩校を設立した安永～天明年間は、凶作に飢饉、大火と、一番辛い時期です。この時期に藩校を起こし、後の世代に列なる人材を育てようと考えられたことは、三春にとって幸いなことだったのではないでしょうか。教育は百年の計といいますが、まさに、講所設立後百年で、多くの人材が三春から生まれたのです。

三 春 町

三春町 第１期 教育大綱

令和３年４月発行

発行者／三春町

〒963-7796 福島県田村郡三春町字大町１番地の２

Tel 0247-62-2111　Fax 0247-61-1110

編集／三春町教育委員会

表紙イラスト：みやたみほ